

【風水害編】



第 1 部



総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、三鷹市防災会議が策定する計画であって、市、都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における風水害の予防、応急対策及び復旧対策を実施することにより、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 計画の前提

この計画は、今日までに発生した台風や集中豪雨、突風や竜巻などによる水害の教訓や、近年の社会経済情勢の変化及び市民、市議会等の各種提言を、可能な限り反映する。

特に、平成17年9月4日に発生した集中豪雨や令和元年東日本台風（台風第19号）等による近年の都市型水害に関する最新の知見、対策技術等を踏まえて策定する。

なお、風水害編に記載のない事項については、「三鷹市地域防災計画【震災編】」を準用するものとする。

第3節 計画の改定(修正)

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各防災機関は、関係のある事項について、毎年市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を市防災会議（事務局）に提出するものとする。

第4節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、市の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、都地域防災計画及び各防災機関が作成する防災業務計画と矛盾、抵触するものであってはならない。

第5節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理や防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、対応能力を高めるものとする。

第2章 市の概況

第1節 気象の概況

三鷹市は、東京都心から西へ18km離れ、標高50～60mの武蔵野台地に位置しており、気候的には多摩西部の山間部とは異なり年間平均気温は16.2℃（平成30年）で冬、夏の温度差も比較的小さく、総体的には温暖な気候状態である。

過去、仙川出水、台風による増水、建物倒壊等のいくつかの風水害を経験しているが、総じて歴史に残るような大惨事は経験していない。

第2節 風水害の概況

三鷹市の年間雨量は、平均1,500～1,600mm前後で比較的5月から10月までの間が多くなっている。

これを1か月の平均雨量とすると130mm前後となるが、昭和33年9月26日の狩野川台風時には、総雨量348mmに達したと記録されている。また、1時間の雨量の最高は、昭和37年7月13日の界雷による集中豪雨時に107mmを記録している。

昭和57年9月12日、東京地方を直撃した台風第18号によって神田川、野川等の流域において床上浸水5戸、床下浸水51戸をはじめ河川の氾濫を含む被害を受けた。この台風による三鷹市付近の降雨量は、東部水再生センターの計測で総雨量196mm、時間雨量最大49mmであった。

平成17年9月4日には、夜から降り始めた雨が、下水道処理能力（1時間あたり50mm）を大きく超え、1時間あたり105mmもの集中豪雨となり、市内特に市東部を中心に道路冠水や住宅浸水などの水害被害を多数発生させた。

令和元年10月12日から13日にかけて関東地方に接近した台風第19号においては、大沢池上の野川の水位が氾濫危険水位を超過する時間が3時間50分と長期にわたったことから、三鷹市としては、初めてとなる避難勧告の発令を行い、避難所を開設し約600人の避難者を収容し、対応にあたった。

【三鷹市における浸水被害の発生状況】

被害発生日	被害件数				
	床上浸水	床下浸水	地下浸水	崖崩れ	合計
平成17年9月4日	122	64	57	1	244
平成18年9月11日	10	1	2	-	13
平成19年7月29日	4	5	10	-	19
平成23年8月26日	6	18	-	-	24
平成26年6月24日	44	10	7	-	61
平成29年8月19日	2	7	-	-	9
平成30年8月13日	4	6	-	-	10
平成30年8月27日	2	3	-	-	5

第3節 三鷹市の特性と課題

三鷹市は、全体が台地に位置してはいるものの、市内を流れる河川周辺や雨水が集まりやすい地形になっている箇所などに短時間で集まってくる多量の雨水の量に対して下水道や河川の雨水流下処理能が追いつかず、出水に至るものと考えられるため、浸水区域の解消が三鷹市にとっての課題となる。



第 2 部

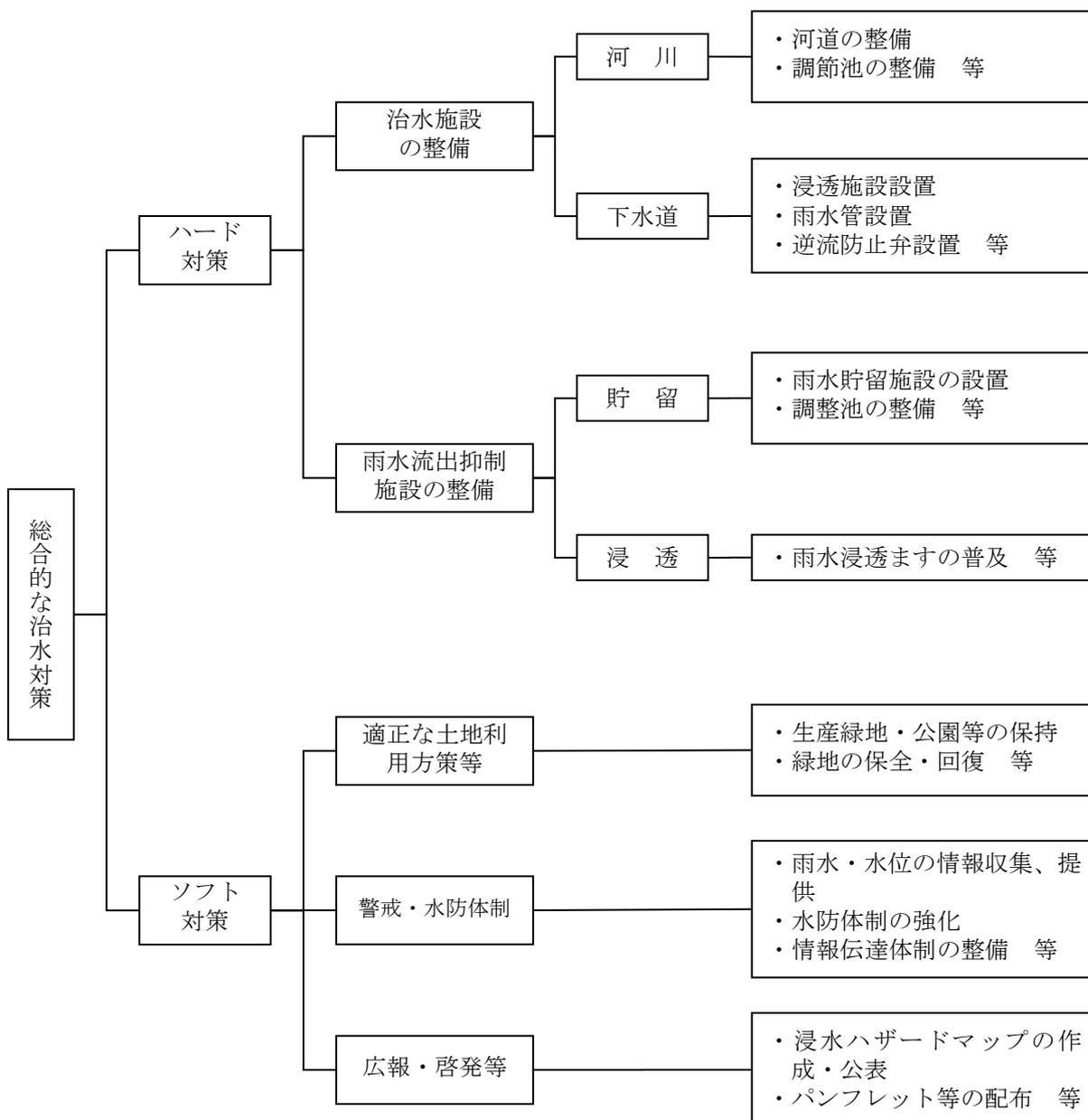


災害予防計画

第1章 水害予防対策

水害に対する安全を確保するために、河川の改修をはじめ下水道の整備、拡充等の対応策をすすめるとともに市内の公共施設などに雨水流出抑制施設を設け、河川への雨水の短時間における多量の流出を抑えるなどのハード対策と警戒・水防体制の確立、浸水ハザードマップによる広報・啓発等のソフト対策の両輪による総合的な治水対策を推進する。

【水害予防対策の体系】



第1節 都市型水害対策

都市整備部、東京都

1. 現在の状況と課題

- 市内を流れる3つの河川（仙川、野川、神田川）については、時間雨量50mmに対応する護岸の整備は終了している。また、過去に水害被害が多く発生している中原一丁目地区で中仙川改修工事を実施した。
- 東京都において、1時間60mmの豪雨に対応するための治水対策が進められているが、今後は、近年の集中豪雨に対応可能な改修工事を行い、河川等の治水能力の向上を図る必要がある。
- 下水道は、都市の健全な発展と快適な市民生活の維持に不可欠な基幹的施設である。本市の下水道は、昭和48年に全国の都市に先駆けて100%の整備を完了しており、既設管渠の延長は約455km（平成30年3月現在）にも達している。事業初期に整備された施設は50年以上の歳月が経過しており、水再生センター、ポンプ場も耐用年数を迎えようとしている。この下水道施設の機能を効率的に運用するため、老朽化した下水道施設の更新が必要となっている。
- 集中豪雨による浸水被害の防止・軽減を図るため、止水板を設置する市民に対し工事費の一部を助成するなど都市型水害対策を推進している。しかしながら、近年、限られた範囲で短時間に大量の雨が降る集中豪雨により、道路冠水や浸水などの都市型水害が発生しており、雨水対策施設の設置や雨水の下水道本管への流出を極力抑制する下水道への転換への取組が必要となっている。
- 本市においては地下鉄、地下街等はないものの、ビルの地下施設等地下空間の利用が徐々に進みつつある。万が一このような地下空間に豪雨や洪水により浸水した場合には、通常の地上での水害の実態と異なり、電気設備の浸水による停電や地下空間の天井までの冠水など大きな被害を受ける恐れがあり、こうした観点を踏まえた対策が必要である。

2. 対策の方向性と目標

- ◆仙川上流部については、清流の復活を関係機関と連携し、整備に向けた検討を進めるとともに、集中豪雨に対応した改修を都に要望する。
- ◆1時間あたり、65mm規模の降雨に対応するため、都が進める調節池等の整備を連携して推進する。
- ◆日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、限られた財源の中で、ライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえた下水道長寿命化計画を策定し、計画的な施設の改築・更新と予防保全型の維持管理により下水道施設の長寿命化を図る。
- ◆東部水再生センターについては、「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」との整合を図り、東京都流域下水道等への編入に向けて取り組んでいくとともに、編入までの間、老朽化の進む東部水再生センターの延命化を図る。
- ◆地下空間における浸水対策については、所有者、管理者が行うことが原則であるが、行政としても建築基準法に基づく指導や消防署との連携による問題ある事例への指導等のほか、都市型水災対策に必要な資機（器）材の備蓄や訓練実施など取組を進める。

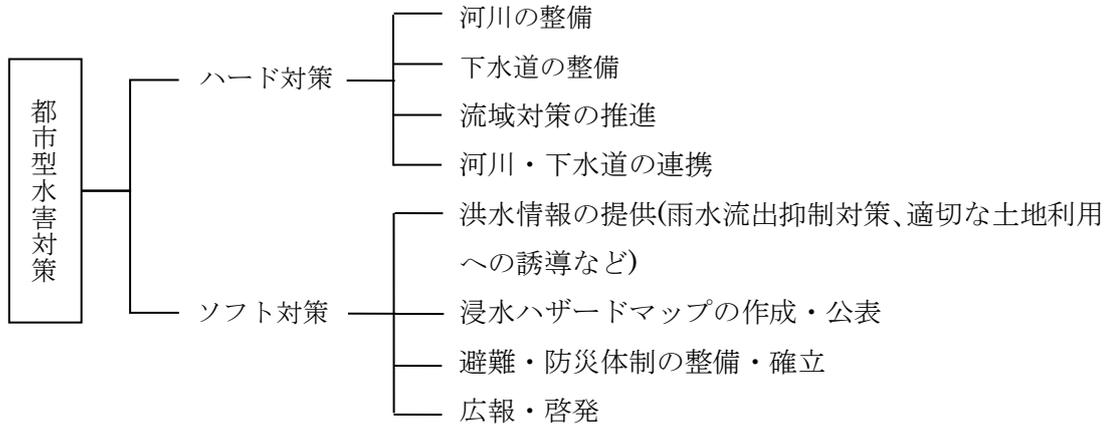
3. 具体的な取組

(1) 基本的な考え方

ハード面における対策としては、河川の整備、下水道の整備に加え、貯留・浸透施設などの流域対策な

を進める。

ソフト面の対策としては、洪水情報を事前に周知させるため、浸水被害の軽減に有効である浸水ハザードマップの作成・公表を行うとともに、洪水時の情報提供についても既存の情報システムの拡充に加え、さらなる伝達ルートの開発を検討する。さらに洪水時の避難指示等の基準の整備、水防資材の整備等を含めて、市と都が連携して避難・防災体制の整備・確立を行う。これらのソフト対策とともに、市及び都は広く市民を対象とした広報、啓発活動を様々な方法により行う。



(2)河川の整備

浸水対策を効果的に実施するため、河川改修の実施について河川を管理する東京都へ要望を行うとともに、河川管理者等との連携を強化し、一体となった取組を進める。

(3)下水道の整備

分流区域において、未整備となっている雨水管の布設を推進するとともに、汚水管の布設により既設の合流管を雨水管に転換するなど分流式下水道の拡大を図る。

(4)流域対策の推進

三鷹市浸水ハザードマップ上の浸水被害発生の危険度が高い地域や過去に浸水被害が発生した地区等において、雨水管や雨水貯留施設等の整備を行うとともに、雨水の地下浸透を促進し、下水道への流出を抑制するため、公共施設への雨水浸透施設の設置に加え、「三鷹市まちづくり条例」に基づく開発事業や民間建築物に建設に際して雨水浸透施設の設置を導し、雨水の地下浸透を促進する。

(5)浸水ハザードマップの活用

市は、平成27年の水防法改正により、三鷹市に影響を与える河川すべてについて、想定し得る最大規模の降雨（時間最大雨量：153mm、総雨量：690mm）を前提とした「浸水予想区域図」及び「浸水想定区域図」（資料1）への改定が行われたことを受け、これに応じた浸水ハザードマップを作成・公表している。広く市民へ周知し、市民の危機管理意識の向上や自主的避難態勢の確立を図る。

(6)避難体制等の整備・確立

①防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

市は、水害対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進

を行う。

ア 防災拠点施設：市庁舎、防災倉庫、避難所等

イ 対策例：施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等

②資機(器)材、物資の備蓄

市は、水防活動、避難活動、避難者支援のための資機(器)材、物資を常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう体制を点検し、充実を図る。

③迅速かつ正確な情報収集及び伝達

市は、洪水氾濫の危機管理対策として、迅速かつ的確な災害対応のためには、まず正確な情報の収集・伝達が必要であり、防災機関が連携を図り、情報の交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制づくりが必要である。

浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対しては、防災行政無線等を利用して迅速に情報を提供するものとする。

(7)広報・啓発

治水対策は、災害発生直後においては、その大切さが広く強く認識されるものの、「災害は忘れたころにやってくる」という言葉のとおり、しばらく経つとその重要性が忘れ去られてしまう傾向にある。

このため、治水対策の重要性や他人の災害経験を自分のものと考えて行動できるよう、防災出前講座等の機会を利用して以下のように、不断にPRしていく。

ア 市は、浸水ハザードマップにより、住民が浸水の危険性や避難場所・避難経路を事前に認識できるようにする。

イ 都市型水害の危険性や対策の必要性をパンフレット等の配布やインターネット等への掲載を通じて広める。

ウ 環境学習などを活用して学びの場を設け、子どもに水害の危険性や日頃の備えについて意識向上を図る。

エ 地下室に関しては、建築基準法に基づく指導を継続していく。

第2節 情報伝達体制の整備

総務部、都

1. 現在の状況と課題

市では、災害情報の収集・集約を行い、市全体の被害状況等を一見して把握でき、迅速かつ的確な意思決定につなげ、適切な対策を講じるために災害情報システムを整備している。また、収集した情報の伝達・広報するための手段として防災行政無線（同報系）や市ホームページ、三鷹市公式Twitter、安全安心メールへの一括配信を可能とする情報伝達制御システムなど、情報伝達手段の整備を行い、緊急時の情報システムの強化を図っている。

都では、洪水や高潮などの水害を警戒し、これによる被害を軽減するため、河川等水防上必要な地点で水位、雨量の観測施設を整備し、水防災総合情報システムや下水道施設における降雨情報システム（東京アメッシュ）を運用している。

また、都のシステムを補完するため、大沢地区をモデル地区として、野川に市独自の水位計及び河川監視カメラの設置及び土砂災害を警戒するための傾斜感知センサーの設置を行っており、警戒区域の監視

態勢の強化を図るとともに、市民への情報提供の多様化を図ることで適切な避難行動支援への取組を進めている。

2. 対策の方向性と目標

防災行政無線の音達状況の改善や、タブレット端末を利用した双方向の見守りサービスの提供など ICT を活用した情報提供の仕組み及び障がいの特性に応じた情報発信のあり方について検討を進める。

3. 具体的な取組

現在の情報発信手段を維持していくとともに、要配慮者に対する情報伝達の強化に向けて、電話・ファクスによる一斉通報サービスの提供を実施する。

第3節 浸水想定区域等への対策

総務部

1. 現在の状況と課題

三鷹市に影響を与える河川では、都により神田川及び野川、仙川、目黒川が水防法第11条に基づく洪水予報を行う河川に指定され、それぞれに「洪水浸水想定区域図」及び「浸水予想区域図」が公表されている。そのうち、神田川及び野川、仙川については、市域の一部が洪水浸水想定区域に該当するとともに、浸水予想区域では広範囲において浸水深が示されている。また、目黒川については、浸水予想区域内に市内の一部が該当しており、その浸水深が示されている。

2. 対策の方向性と目標

水防法第14条に規定の洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための対策を講じる。

3. 具体的な取組

(1) 住民への周知

都市型水害対策事業の成果を踏まえた最新の浸水予想区域図、避難情報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他、必要な事項について、ハザードマップ等により住民への周知を図る。

(2) 洪水予報等の伝達

浸水の危険が予想される際に、迅速かつ的確に判断が下せるよう、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の施設管理者等に洪水予報等の伝達を行う。伝達にあたっては、防災行政無線や安全安心メール、電話・ファクスによる一斉通報サービス等を使用する。

(3) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の対策

① 情報の提供

市は、洪水浸水想定区域内にある、地下街等又は要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を目的

として、その施設に対して洪水予報等の水害関連情報の提供が必要と判断された場合に、速やかに当該情報を提供する。

該当する施設の名称、所在地、情報の伝達手段は資料2に掲載。

②要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

上記に該当する要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となる。市は、管理者等による避難確保計画の作成・その確認及び避難訓練の実施等を支援する。

第2章 土砂災害対策

大沢、中原、井の頭地区の一部に崖地や急な斜面に宅地を造成し、住宅を建設している例がある。崖崩れについては、地震ばかりでなく、台風による大雨や集中豪雨などによっても大きな被害が発生する危険性があることから、崖崩れに関する災害についての対策を進める。

第1節 崖崩れ対策等

総務部

1. 現在の状況と課題

三鷹市は、東京都の近郊都市として急激に都市化が進み、人口、施設等の密集に伴い、近年の宅地開発は、崖地や急な斜面に宅地を造成し、住家を建設するケースも多くなっており、これらの崖地や切土、盛土を施した、いわゆる人工改変地は、集中豪雨等により、地盤の崩壊、土砂崩れ等の災害を引き起こすおそれ大きい。

三鷹市では、令和元年9月26日に東京都により、市内には21箇所の土砂災害警戒区域（うち、土砂災害特別警戒区域21箇所）が指定されている。（資料3）

また、急傾斜地崩壊危険箇所として、平成14年の調査に基づき、自然斜面3箇所、人工斜面6箇所の合計9箇所、宅地造成工事規制区域として、大沢・中原の一部計71.4ha（平成19年4月1日現在）が、市内において指定されている。

2. 対策の方向性と目標

崖崩れ災害を予防するための崩壊対策は、原則として、所有者及び管理者が行うべきものであるが、住宅都市である本市は、行政としての対応策として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の予防に関する法律」、「宅地造成等規制法」及び「建築基準法」等に基づく規制・指導などの制度を積極的に活用して土砂災害対策の推進に努める。

3. 具体的な取組

(1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等

土砂災害計画区域等における土砂災害防止法に基づき、都は、令和元年9月に市内の土砂災害警戒区域を指定している。警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、指定された警戒区域の情報等については、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項などと合わせて土砂災害ハザードマップを作成・公表し、住民への周知を図る。

(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の対策

① 情報の提供

市は、土砂災害警戒区域内にある、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に円

滑かつ迅速な避難の確保を目的として、土砂災害に関する情報、予報、警報の情報提供が必要と判断された場合、速やかに当該情報を提供する。

該当する施設の名称、所在地、情報の伝達手段は資料4に掲載。

②要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

上記に該当する要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となる。市は、管理者等による避難確保計画の作成・その確認及び避難訓練の実施等を支援するとともに、土砂災害警戒情報等の確実な伝達体制を図る。

(3)土砂災害警戒情報の活用

大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市区町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するため、国土交通省河川局と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。都は、これに基づき、発表基準を作成し、気象庁と都が共同して発表するための情報伝達体制を整備し、平成20年2月1日より運用を開始した。

大雨による土砂災害発生危険度が高まり、都と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報が伝達されたときは、市は、伝達された土砂災害警戒情報を、市内の土砂災害警戒区域等及び急傾斜地崩壊危険箇所、危険宅地の所在する地区の防災行政無線等を使用して、市民に対し、警戒等の呼びかけを行い、自主避難を促すとともに、市長が発令する避難指示等の判断に活用する。

(4)崖・擁壁対策

崖・擁壁については、震災編を準用する。特に崖地や急な斜面に宅地を造成し住宅を建設している場所では、地盤の崩壊や土砂崩れなど災害を引き起こす可能性が高いことから、東京都などとともに安全対策の実態調査を行い、危険な箇所がある場合については、安全対策を最優先に行うとともに、周辺の自然環境に配慮したうえで、擁壁の設置や補修について指導を行う。

(5)避難体制等の整備・確立

「土砂災害警戒避難ガイドライン」などを参考に、避難体制を検討し、その内容を見直すとともに、避難指示等の発令基準についても、適宜見直しを図る。

(6)災害復旧の迅速化に向けた取組

災害の発生にともない、土地の形状が変わってしまうことに備えて、境界を正確に復元し、復旧活動（復旧計画の策定や換地事務等）に迅速にとりかかるために、国及び東京都と調整を図りつつ、地籍調査の実施等を検討する。

第2節 宅地造成対策

都市整備部

1. 現在の状況と課題

市では、都市化の進展に伴い、崖地や急な斜面に宅地を造成し、住家を建設するケースが多くなっている。宅地造成等規制法第16第2項の規程に基づき、安全な状態への措置を講ずることが必要と判断した宅地については、危険宅地として認められている。

2. 対策の方向性と目標

崖、急傾斜地等の安全化対策を実施・推進・指導するとともに、宅地造成工事規制区域における防災的な見地から指導を実施する。詳細は、「震災編第2部第2章第3節第1 1 1-2 (2) 崖・擁壁・ブロック塀等の安全化」を準用する。

3. 具体的な取組

崖地や急な斜面に宅地を造成している箇所について、東京都と連携して安全対策の実態調査を行い、危険な箇所がある場合については、擁壁の設置や補修について指導を行っている。

第3章 都市施設対策

第1節 ライフライン施設

都市整備部、都水道局、東京電力、東京ガス、NTT

1. 現在の状況と課題

上水道施設は、都水道局が管理している。下水道施設は、市都市整備部水再生課が管理・運営している。電気・ガス・通信施設はそれぞれの供給事業者により管理・運営されている。

いずれのライフライン施設についても、洪水対策・強風対策を継続的に行うことが必要である。

2. 対策の方向性と目標

ライフラインの安定供給を行うため、風水害に対する施設の防災対策を進め、災害時には早期復旧を行うための体制の強化に努める。

3. 具体的な取組

市で管理する下水道施設について監視・点検を適切に行うとともに、災害発生時における復旧体制についてあらかじめ定める。また、その他施設については、各施設管理者において適切な管理を要請する。

第2節 道路及び交通施設等

都市整備部

1. 現在の状況と課題

市道延長は令和2年3月31日現在、265,911mとなっている。

道路の種類	都道	市道	計
道路延長	27,904m	265,911m	293,815m

2. 対策の方向性と目標

道路及び橋梁の整備を進めるとともに道路上の架線の地中化を推進する。また、屋外広告物に対しても、表示者等に対し、指導の強化を行う。

3. 具体的な取組

(1)道路構造物等

市は幹線道路を中心に道路の拡幅などの整備を進める。また、河川の橋梁については、老朽化したものから順に、架け替え・補修を行っていく。道路上の架線については、地中化及び共架化並びに電柱の民地内設置をすることにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の確保など都市防災の一層の向上を図るとともに、電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図る。

(2)強風対策

①屋外広告物

広告塔、広告板等の屋外広告物は、強風の際に脱落し、被害を与えることも予想される。このため、東京都屋外広告物条例及び道路法・建築基準法に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時、指導を行うほか、違反広告物撤去活動の実施により安全な歩行空間の確保を図っている。

②街路樹及び街路灯

台風などの強風に伴う倒木等による道路の閉塞や停電の発生を防ぐため、街路樹や街路灯の計画的な点検及び点検結果に基づく適切な維持管理を実施するとともに、枯損木の計画的な更新に取り組む。

③空き家や老朽化した建築物等

台風などの強風に伴う建築物等の倒壊や屋根の飛散による道路の閉塞の発生を防ぐため、空き家や老朽化した建築物等の適正な管理や建替え等を促進する。

第4章 地域防災力の向上

第1節 自助による市民防災力向上

1. 現在の状況と課題

風水害の発生時に被害を抑制するためには、風水害に対して個人個人があらかじめ被害を軽減するための準備を行い、また適切・適時に避難するなど、一人一人の心構えと行動が重要であり、市民の防災意識の向上や避難経路の確認などの事前対策等を進めることが必要である。

2. 対策の方向性と目標

市民等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、企業（事業所）、地域（住民）及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立に協力する。

3. 具体的な取組

- (1) 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
- (2) 市で作成する浸水ハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。
- (3) 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- (4) 台風などが近づいたときの予防対策や、避難のときの家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- (5) 早期避難の重要性を理解し、あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難場所・避難経路の確認を行うしておく。
- (6) 東京マイタイムライン等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
- (7) 浸水が心配される場合は、都や国がインターネットや携帯電話で配信する、雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて、家財道具を2階などの安全な場所に移しておく。
- (8) 市・都が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- (9) 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- (10) 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- (11) 要配慮者がいる家庭では、事前に住民組織、消防署、交番等に情報提供しておく。
- (12) 過去の災害の教訓を伝承する。
- (13) 止水板の設置など事前の備えを行う。

第2節 地域による共助の推進

総務部、生活環境部、健康福祉部

1. 現在の状況と課題

風水害時には、高齢者や障がい者等の要配慮者を避難誘導するための地域の共助の防災活動が重要である。現在、7つのコミュニティ住区ごとに1つの自主防災組織が組織化されており、長年にわたって継続した防災活動を実施している。各自主防災組織が地域特性を活かした防災活動を展開し、地域住民の自助と地域の共助の向上を図ってきた。一方で町会や自治会を中心に組織されている自主防災組織を取り巻く環境は、地縁的なつながりの希薄化や高齢化、活動している個人の固定化などの指摘もあり、地域の共助の取組を推進するうえで課題となっている。

また、東日本大震災を教訓として、平成25年に避難行動要支援者名簿の作成が義務化されたことから、市でも避難行動要支援者名簿を整備している。名簿を活用した避難支援を有効に機能されるために、平時から地域の支えあいのネットワークと地域の共助の防災活動を連携させる必要がある。

2. 対策の方向性と目標

地域防災活動の担い手の育成、自主防災組織等の地域防災活動団体への支援の充実を図るため、地域の防災活動を支援する新たな組織を設置し、共助の取組を推進する。

また、約2万人を登録している避難行動要支援者名簿について、優先度が高い支援対象者から個別計画の策定支援に取り組む。

3. 具体的な取組

(1)地域防災活動支援組織の設立に向けた取組

各地域防災活動団体の支援やネットワーク化など、地域防災活動の活性化し、共助の取組を支援するなどコーディネートする役割を担う「防災NPOみたか（仮称）」の設立に向けて取り組む。

(2)より実践的な避難行動要支援者名簿の活用と整備

避難行動要支援者名簿に要介護度や障がい等級、避難行動に対する支援の必要性などの詳細情報を加え、真に支援が必要な人を把握する。

避難行動要支援者名簿の平時からの活用を推進するため、協定締結団体の拡充に向けた積極的な働きかけを行う。また、協定締結団体の負担軽減に向けて名簿の管理方法等の明確化を図っていく。

第3節 事業所の防災体制の強化

総務部、生活環境部

1. 現在の状況と課題

事業所が地域の一員として、事業継続を通じた地域の経済活動や雇用を支えることや、地域の一員として救助活動を行うなどの役割が期待されており、事業所の防災体制の充実・強化を図り、地域住民の生活の安定に寄与することが重要である。

2. 対策の方向性と目標

事業所の防災活動力の強化、危機管理体制の確立、事業継続計画の策定など、風水害対策における民間

事業者等の役割を明確にし、事業所の防災体制の充実・強化を図る。また、日頃から地域交流を進め、地域に根差した企業として共助の担い手となり地域防災に協力するよう要請する。

3. 具体的な取組

(1) 事業所等の責務

意思決定機能・重要データの分散化、非常用電源、飲料水・食料等の確保、通信連絡機能の複数ルートの設置、事業所防災計画及び事業継続計画の作成等、事業所等の自助に必要な防災対策の実施及び危機管理体制の確立を進め、市及び消防署は、事業所が実施するこれらの対策を支援する。また、地域企業・地域市民として、可能な範囲で一時避難場所としての施設の提供、物資の提供やボランティア等の人的支援、地域の防災訓練への参加や地域との協定の締結等を行っていく。

(2) 事業所の防災体制充実

水害を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。

また、事業所は、災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最短で事業の復旧を図るため、事業継続計画を作成し、自助の強化を図ることとし、市は、事業継続計画策定のための助言・指導等の支援を行う。

第4節 行政・事業所・市民等の連携

総務部、生活環境部、健康福祉部

1. 現在の状況と課題

災害発生時の被害を軽減するため、地域を構成する行政・事業所・市民等が互いに連携し、災害対応を行うことが必要であり、そのためのネットワーク構築等が求められる。

2. 対策の方向性と目標

従来の行政、企業（事業所）、市民、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、災害に強い社会を構築することが必要である。

市は今後、相互に連携した社会作りとしてのコミュニティの防災活動体制を確立するため、各住区の自主防災組織の活動を軸に、自主防災組織と住民協議会との一体的な連携や実践、消防団等地域の防災関係団体をはじめPTA、商店会等各種地域団体や、消防少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト等の青少年活動団体等との連携、要配慮者の把握など、地域の防災を推進するネットワークづくりに努めることとする。

3. 具体的な取組

(1) 地域における防災連携体制の確立

市及び防災機関は、災害から地域ぐるみで地域社会を守っていくことを目的とした次の対策を推進し、地域における防災連携体制を確立する。

① 連携・協力体制

自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するため、情報連絡体制の確保など、協力体制の

確立に努める。

②地域コミュニティの活性化

町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を図っていく。

③ 合同防災訓練の実施

地域の防災体制を確立するため、地域の防災機関、自主防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を重視するとともに、地域住民が主体となった防災訓練の充実を図っていく。

④ 要配慮者への対応

町会・自治会等と協働で取り組んできた、高齢者や障がい者を災害時に支援するための仕組みづくり・避難行動要支援者支援事業の拡充を図る。また、避難支援に係る避難行動要支援者名簿の活用方法等を定める活用方針（旧全体計画）の改定を進め、「共助」による支え合いを推進する。さらに、要介護高齢者・障がい者に配慮した計画的備蓄を図る。

(2)地域と事業所との連携強化

市は都と連携して、三鷹商工会等の協力を得て、防災について地域貢献の意志のある事業者の紹介を受けて、地域との連携を図る。

第5章 防災運動の推進

第1節 防災意識の啓発

総務部、企画部

1. 現在の状況と課題

市民や事業者等が自助・共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるために、広報及び教育・訓練機会の充実を図ることが必要である。

その際、性別による視点の違いに配慮し、女性参画の促進を行うことが求められる。

2. 対策の方向性と目標

市は、防災機関と連携して、あらゆる機会、あらゆる広報媒体を活用して市民や事業所に対し、正しい知識の普及や自らの命を守ることなどを伝える防災教育等の充実を図る。

3. 具体的な取組

(1) 防災広報の充実

市は、各防災機関と一体となり、以下のような内容について防災広報活動の充実に努めるとともに、世論調査やアンケート調査など公聴活動を適宜実施し、市民の防災意識や防災に関する市民ニーズの把握に努め、今後の防災行政に反映させる。

その他の内容は、「震災編第2部第1章第3節第1 1 1-2 (2) 防災意識の啓発・人づくり」の内容を準用する。

【広報内容】

- ・ 水害、特に都市型水害に対する一般知識
- ・ 水害への備えと防災意識の向上
- ・ 個人でできる出水対策の普及
- ・ 災害情報の入手方法
- ・ 非常食料・非常持ち出し品の準備の心得
- ・ 避難方法及び避難時の心得

(2) 防災教育の充実と人づくり

「震災編第2部第1章第3節第1 1 1-2 (3) 防災教育・防災訓練の充実」の内容を準用する。

第2節 防災訓練の充実

総務部、都市整備部

1. 現在の状況と課題

市では、水防活動の円滑な実施を期するため、集中豪雨による都市型水害を前提とした総合水防訓練・演習を実施している。訓練では、市、消防署、消防団、自主防災組織等関係団体及び市民が参加して、家庭内のごみ袋などを活用した水のうの作成、積み土のう工法や住宅浸水防止工法、マンホール噴出防止工法等の訓練や、水圧によるドア開閉体験訓練等を実施し、関係機関の連携を強化しつつ都市型水害に備えている。

2. 対策の方向性と目標

訓練項目に市民にとって身近で分かりやすい内容を取り入れるとともに、防災機関相互の連携力の強化を図るなど目的や対象に沿った内容の訓練実施を推進する。

3. 具体的な取組

東京消防庁等と協力した水防訓練の実施に努めるほか、「震災編第2部第1章第3節第1 1 1-2 (3) 防災教育・防災訓練の充実」の内容を準用する。

第6章 活動拠点の基本方針

第1節 活動拠点の整備

総務部、都市再生部

1. 現在の状況と課題

本部拠点（市本部設置・補完施設）、生活拠点（避難所設置・補完施設）、医療保健拠点、帰宅困難者支援拠点、給水拠点、及び避難場所等の各防災拠点において、発災時における機能確保に向けた浸水対策等を進める必要がある。

各防災拠点において発災時における活動を維持できるよう、必要な機能・目指すべき整備水準を整理した上で、電力確保・代替エネルギー確保などに取り組むとともに、情報通信機能や給水・排水機能などの必要な基幹設備の機能向上等に取り組む必要がある。

2. 対策の方向性と目標

各防災拠点において、停電時対応マニュアルの作成、非常用電源確保、燃料調達方法等を検討し、防災拠点の停電対応力の強化や、自立・分散型電源や蓄電システムの導入、LP ガスの有効利用等、電力やガス等エネルギーの供給停止に備えた対策を講じる。

3. 具体的な取組

各防災拠点について、必要不可欠な行政機能、情報通信機能、情報サービス等を確保するため、拠点ごとの機能や整備手法等について「新都市再生ビジョン（仮称）」において整理し、必要な整備を計画的に進める。

第2節 水防用資材の準備

総務部

1. 現在の状況と課題

水防活動を円滑に実施するため、水防用資機（器）材の整備・備蓄を行う。（資料5）

2. 対策の方向性と目標

水防に必要な水防用資機（器）材及び装備を準備し、適切な配置方針に基づき配備する。

3. 具多的な取組

水防資材を確保するため、市内の資材業者の手持ち資材を調査しておくなど、緊急の出動に備える。

第7章 避難対策

第1節 避難体制の整備

* 「震災編第2部第8章第3節第1 1 避難体制の整備」を準用する

第2節 避難場所等の指定・安全化

* 「震災編第2部第8章第3節第1 2 避難所・避難場所等の指定・安全化」を準用する

なお、風水害時の指定緊急避難場所及び指定避難所は、資料6のとおり。

第3節 避難所の管理運営体制の整備等

* 「震災編第2部第8章第3節第1 3 避難所の管理運営体制の整備等」を準用する



第 3 部



災害応急対策計画

第1章 水害活動態勢

■主な活動時期■



■活動の達成目標■

被害の拡大を防止し、又は応急活動を行うため、市及び防災機関が相互に密接な協力体制をとり、活動態勢を確立する。

■業務分担・応急活動の流れ■

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
市	○気象情報、水位情報の収集	○市民に対する広報の実施 ○水防活動の実施	○出水対策班の設置 ○水防本部の設置	○市災害対策本部の設置 ○第一次非常配備態勢の発令 ○災害情報の収集	○応急活動情報の収集
消防団	○気象情報、水位情報の収集	○水防活動の実施	○関係機関への応援要請	○水防に関する警戒の実施	

■市の活動態勢の流れ■

状況	発災		被害の発生			
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急 対応期	
	降雨状況に応じて変遷			被害状況に応じて変遷		
	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の接近の可能性 ・大雨洪水等の注意報発令 	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が接近 ・大雨洪水等の警報発令 				
市	防災課	情報収集態勢 ○各自、気象情報 を収集	情報監視態勢 ○参集し気象情報 の収集など 状況の把握	情報連絡態勢		
	都市整備部 都市再生部			出水(大雪) 対策班の設置	水防本部の設置	
	全庁				災害対策 本部の設置	

第1節 市職員の初動態勢

1. 開庁時(勤務時間内)の初動態勢

(1)情報監視態勢

台風が接近する可能性がある、又は三鷹市に大雨洪水注意報、大雪注意報等の注意報が発令された場合、防災課は情報監視態勢をとり、気象情報等を収集し状況の把握を行う。

(2)情報連絡態勢

台風の接近又は三鷹市に大雨洪水警報、大雪警報等の警報が発令された場合、防災課は情報連絡態勢をとり、気象情報等の収集、関係部署へ情報伝達、被害情報の収集、通報に基づく現場確認、活動資機(器材)の準備等を行う。

(3)水防活動態勢

市内で風水害、雪害等の被害が発生又は発生するおそれが高い場合は、都市整備部長の指示により、都市整備部及び都市再生部に出水(大雪)対策班を設置し、現場の応急対策活動、災害発生・拡大防止活動等を行う。

また、防災課は、消防団本部と連携して、都市整備部及び都市再生部の出水(大雪)対策班活動の支援を行う。

(4)広報活動

市は、上記の態勢による水防活動を進めるとともに、市ホームページ、三鷹市公式Twitter、安全安心メール、ケーブルテレビ等により、市民に対して気象情報、河川水位情報、出水情報等のほか、風水害や積雪等に対する注意喚起の広報を行う。

なお、市ホームページについては、災害時モードへの早期の切り替えや掲載する情報の精査等市ホーム

ページのダウン対策を徹底するため、広報専従職員を配置し、早期に情報発信態勢を確立する。

2. 開庁時(休日・夜間等)の初動態勢

(1) 気象情報の把握

台風が接近する可能性がある、又は三鷹市に大雨洪水注意報、大雪注意報等の注意報が発令された場合、防災課職員は、自宅等で気象情報等を収集し状況の把握を行うとともに、必要に応じ（防災課長の指示があった場合）参集して情報監視態勢をとる。

(2) 情報連絡態勢

台風の接近又は三鷹市に大雨洪水警報、大雪警報等の警報が発令された場合は、防災課職員は参集し、情報連絡態勢をとり、気象情報等の収集、関係部署へ情報伝達、被害情報の収集、通報に基づく現場確認、活動資機（器）材の準備等を行う。

(3) 水防活動態勢

市内で風水害、雪害等の被害が発生又は発生するおそれが高い場合、都市整備部長は、総務部危機管理担当部長と協議のうえ、出水（大雪）対策班実施要領に基づき、出水（大雪）対策班の設置を指示し、緊急出動のうえ、現場の応急対策活動、災害発生・拡大防止活動等を行う。

防災課は、消防団本部と連携して、都市整備部及び都市再生部の出水（大雪）対策班活動の支援を行う。

(4) 参集途上の措置

ア 被害状況等の報告

職員は、参集途上の災害状況や参集施設の被害状況を把握し、災害情報システムにより報告し、情報の共有を図る。災害情報システムが使用不能の場合には、情報伝票（様式1）を使用して報告する。

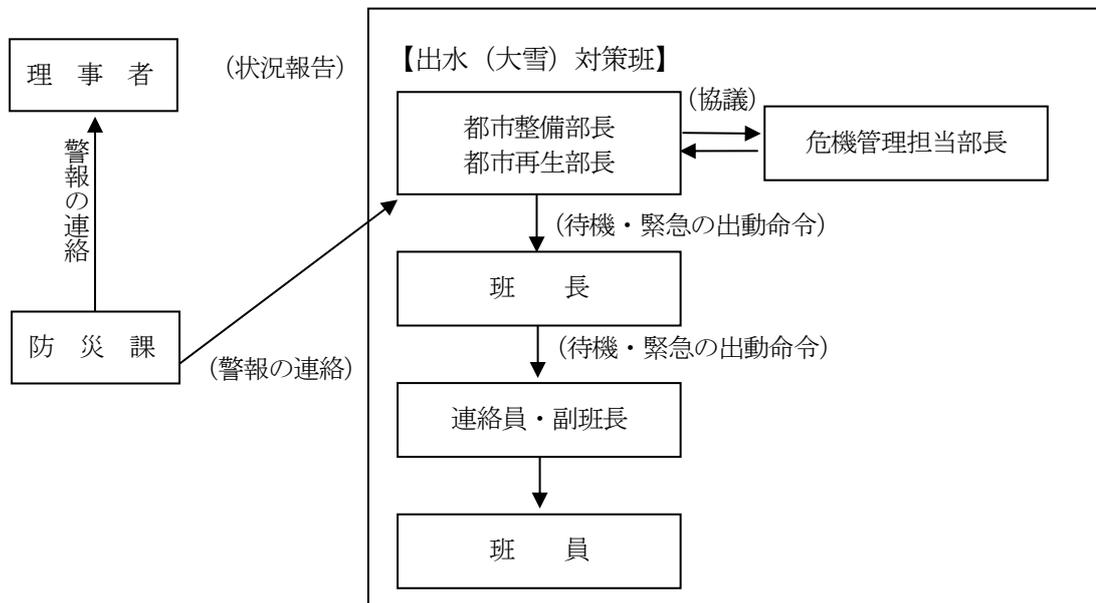
イ 緊急措置の実施

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において人命等に関わる緊急事態に遭遇しときは、人命救助等適切な措置を講じてから参集する。短時間（15分以内）で対応が不可能な場合には、警察・消防等に救助要請をする約束をし、参集することを優先する。

(5) 広報活動

開庁時（勤務時間内）の初動態勢に準じて、広報活動を実施する。

【出水（大雪）対策班の連絡系統図】



第2節 水防本部の設置

総務部、都市整備部、都市再生部

1. 水防本部の設置

市内で風水害、雪害等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、水防活動態勢では応急対策が困難であると水防管理者（市長）が判断した場合、水防管理者は水防本部を設置する。なお、水防管理者の判断により水防活動態勢から即座に災害対策本部を設置する場合には、次節を参照し、対応する。

2. 水防本部の組織

(1) 水防本部の体制

水防本部は、本部長、副本部長、本部員その他職員を置く

ア 本部長

水防管理者である市長をもって充て、本部の事務を総括し、本部を指揮する。また、状況に応じて、副本部長に本部の事務の統括及び指揮を命じることができる。

イ 副本部長

両副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。また、本部長から命じられた場合は、本部の事務の総括及び指揮を行う。

ウ 本部員

総務部長、都市整備部長、都市再生部長、総務部担当部長、都市整備部担当部長、都市再生部担当部長、総務部防災課長、都市整備部道路管理課長、都市整備部水再生課長、消防団長及び消防団副団長をもって充て、本部長の命を受け、水防本部の事務に従事する。

エ 構成員

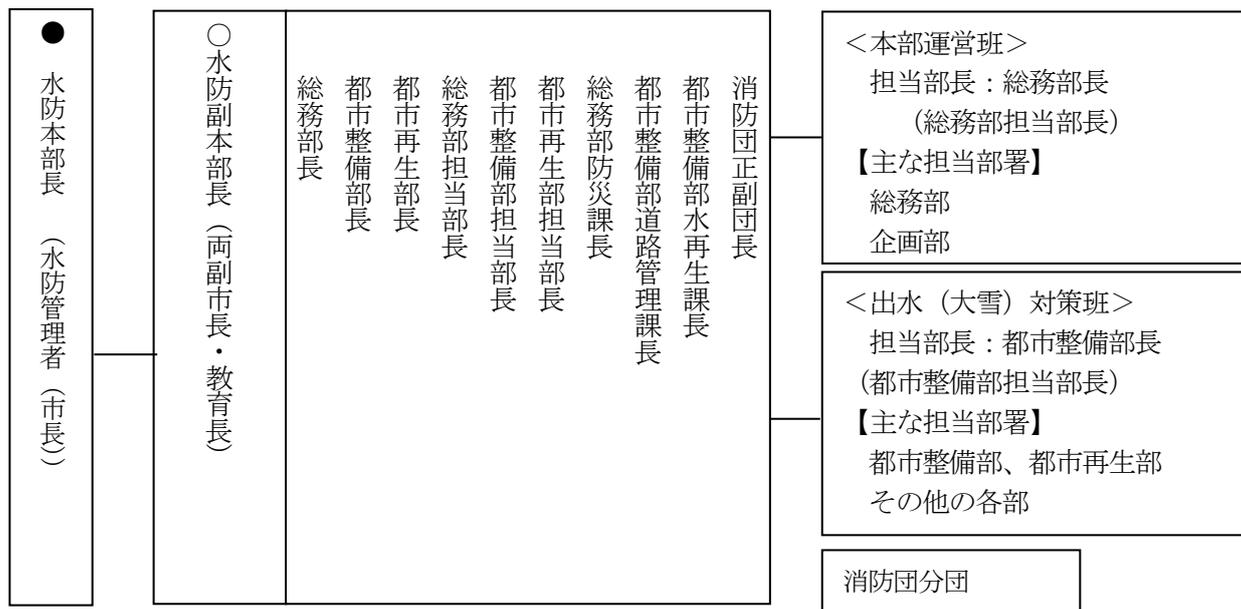
総務部職員（防災課全員）及び都市整備部職員、都市再生部職員並びに水防本部長が指示する職員（震災第一活動態勢対象職員のうち、あらかじめ指名した職員（以下「水防対策職員」という。）、消防団全団員

オ 休日・夜間の参集態勢

総務部職員（防災課全員）及び都市整備部職員、都市再生部職員（当日の出水（大雪）対策班当番職員）並びに必要により水防本部長が指示する職員（各課の震災非常参集態勢職員のうち、あらかじめ指名した職員（以下「水防非常参集対象職員」という。）、消防団全団員

(2) 組織図

【三鷹市水防本部の組織図】



3. 所掌事務

(1) 水防本部の所掌事務

- ア 災害情報の収集及び伝達に関すること
- イ 水害応急対策の実施に関すること

(2) 水防本部会議の運営

- ア 水防本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- イ 本部長は、水防活動上重要な事項について審議する等必要が生じた場合には、水防本部会議を招集する。

(3) 各班の所掌事務

- ア 本部運営班
 - (ア) 被害状況の把握
 - (イ) 気象情報の収集・伝達
 - (ウ) 出水(大雪)対策班、消防団、関係機関等との連絡調整
 - (エ) 活動資機(器)材の調達
 - (オ) 住民等への注意喚起、広報
 - (カ) その他本部運営に必要な業務
- イ 出水(大雪)対策班
 - (ア) 水防、救出、排水活動
 - (イ) 水防資機(器)材の調達
 - (ウ) 倒木等の排除
 - (エ) 排水路、下水道施設の点検等
 - (オ) 被害状況の収集

ウ 消防団

- (ア) 水防作業、救出作業
- (イ) 排水作業の実施協力
- (ウ) 水防警戒

4. 水防本部の廃止

水害の発生又は発生のおそれが解消した場合若しくは市災害対策本部が設置されたときは、水防本部を廃止し、順次必要となる態勢に移行する。

第3節 市災害対策本部の設置**1. 市災害対策本部の設置**

市内に風水害、雪害等が発生し、水防本部態勢では応急対策対応が不可能である、又は対応が長時間・長期化すると水防管理者が判断した場合は、市災害対策本部を設置するとともに、必要な非常配備態勢の職員を招集し、震災対策に準じた活動を実施する。

(震災編第2部第4章第3節第2 1 1-2 (1) ⑥災害対策本部の設置)

2. 市災害対策本部下の水防態勢

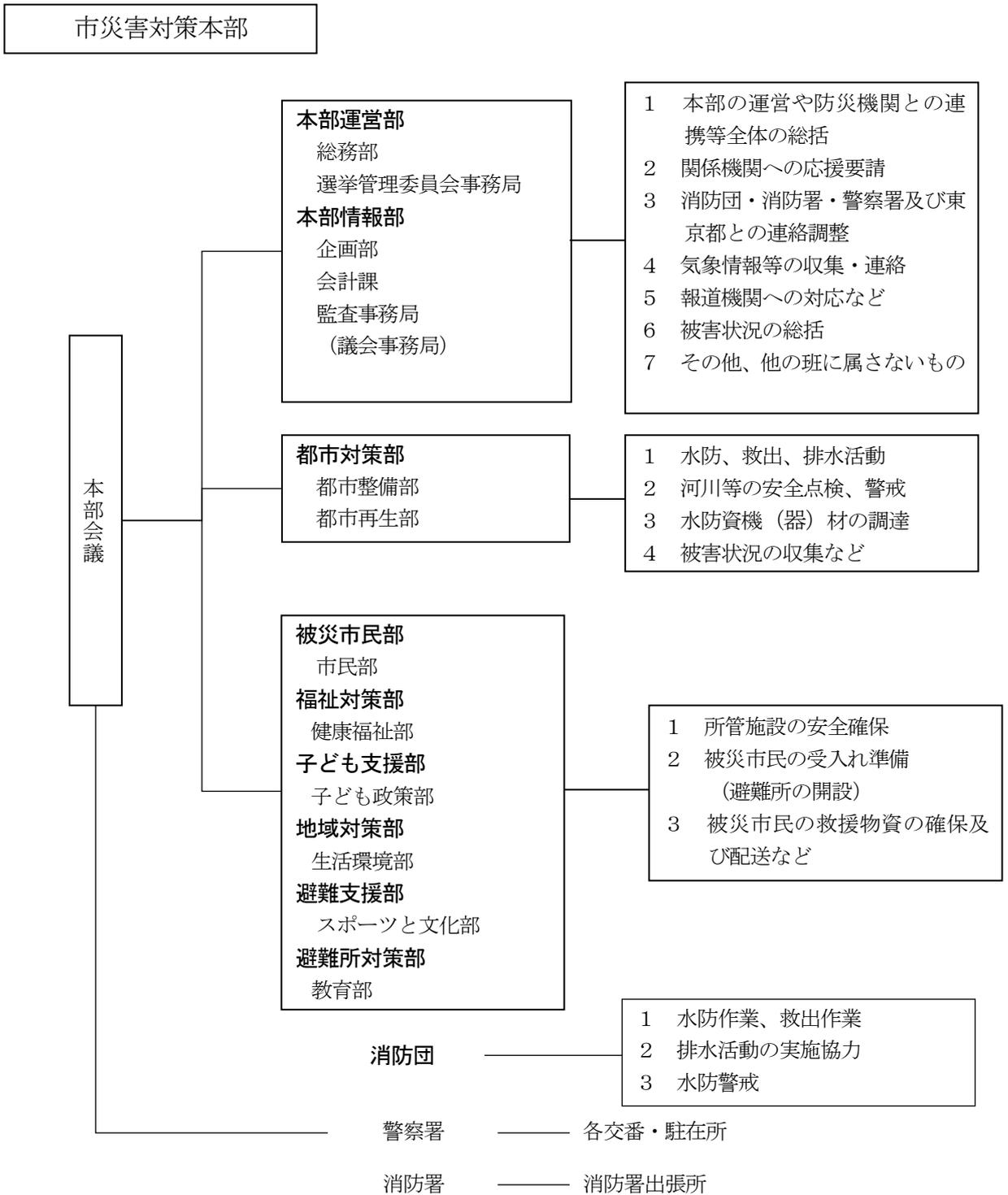
市災害対策本部が設置されたときの水防態勢は、三鷹市災害対策本部設置時の部班体制に基づき以下の水防活動態勢組織図のとおりとする。

3. 休日・夜間の参集態勢

休日・夜間の参集態勢については、職員の20%以上とし、水防非常参集対象職員とする。ただし、災害対策本部長から指示があった場合には、その指示による参集態勢とする。

4. 市災害対策本部の廃止

水害の発生又は発生のおそれが解消した場合、市災害対策本部を廃止し、順次必要となる態勢に移行する。



第4節 防災機関の活動態勢

1. 消防団の活動態勢

(1)水防警戒

出水した場合又は出水のおそれがあると判断した場合、市民に対する地下室からの避難や土のうや水のうの準備、避難の準備などの呼びかけを行う。

(2)情報収集活動

災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機等を活用し、水防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。

(3)関係機関の水防活動への協力

関係機関の水防活動等に協力し、土のうの設置、道路障害排除、排水作業等の水防活動を行う。

(4)救出・救護

救助器具等を活用し、住民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(5)避難場所の防護等

避難指示【警戒レベル4】が発令された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

(6)要配慮者の避難支援

高齢者等避難【警戒レベル3】が出された場合は、関係機関と連携して、要配慮者の避難の支援を行う。

2. 警察署の活動態勢

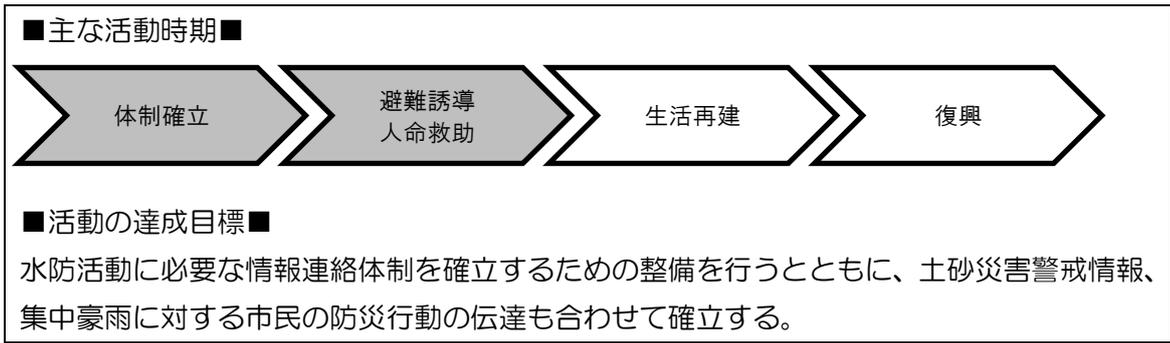
- (1) 関係機関から被災状況等の情報収集を行い、被害実態の把握に努める。
- (2) 道路の冠水等が起こった場合、必要に応じ警戒区域を設定し交通規制を実施する。
- (3) 避難指示等が発令された場合、被災者の救出及び避難・誘導にあたる。
- (4) 行方不明者が発生した場合、その調査にあたる。
- (5) 死者が発生した場合、死体の見分（検視）活動を行う。
- (6) 公共の安全と治安の維持に努める。

3. 消防署の活動態勢

消防署は、水害の発生又は発生するおそれがあると判断した場合、水防態勢及び水防非常配備態勢をとり、主に以下の水防活動を実施する。

- (1) 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。
- (2) 救急及び救助に関すること。
- (3) 危険物等の措置に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

第2章 情報の収集・伝達



■業務分担・応急活動の流れ■

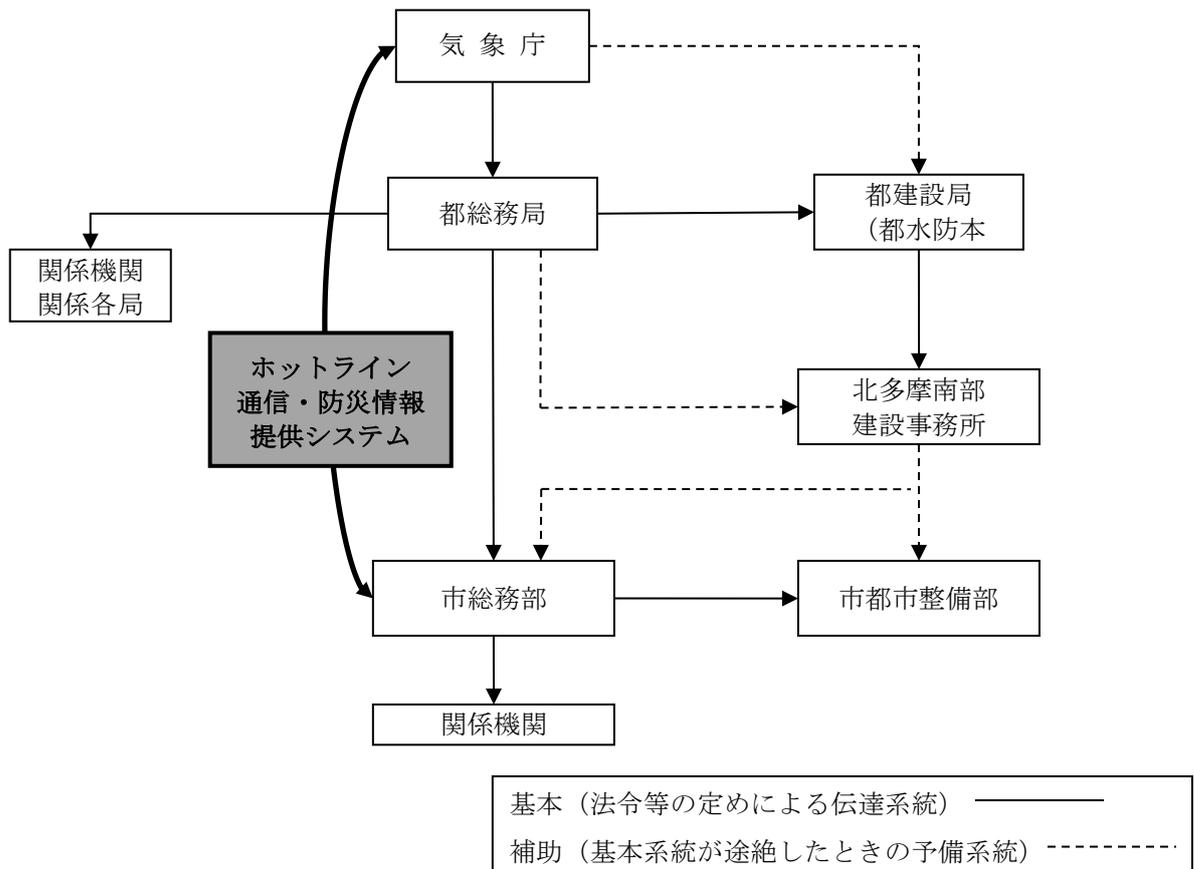
機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
市	○気象情報、河川水位情報等の収集 ○市民に対して防災行動を促す			○都建設局へ被害状況の報告 ○都建設局へ水防報告等の実施	

第1節 気象状況の連絡及び雨量通報等

1. 気象状況等の連絡

水防法第10条の規定による気象庁からの重要な気象情報等は、次頁の伝達システムにより連絡される。
 さらに、総務部防災課は、これらのほか、気象庁とのホットライン通信及び防災情報提供システム等を活用して、気象の状況や今後の予想等を気象庁から収集し把握する。

【気象情報伝達系統図】



2. 気象情報の早期収集・提供

突発的、局地的な集中豪雨による河川氾濫発生などに対しても、被害を最小限に留める必要があるが、事前に十分な時間的なゆとりを持つ的確な予測は困難である。

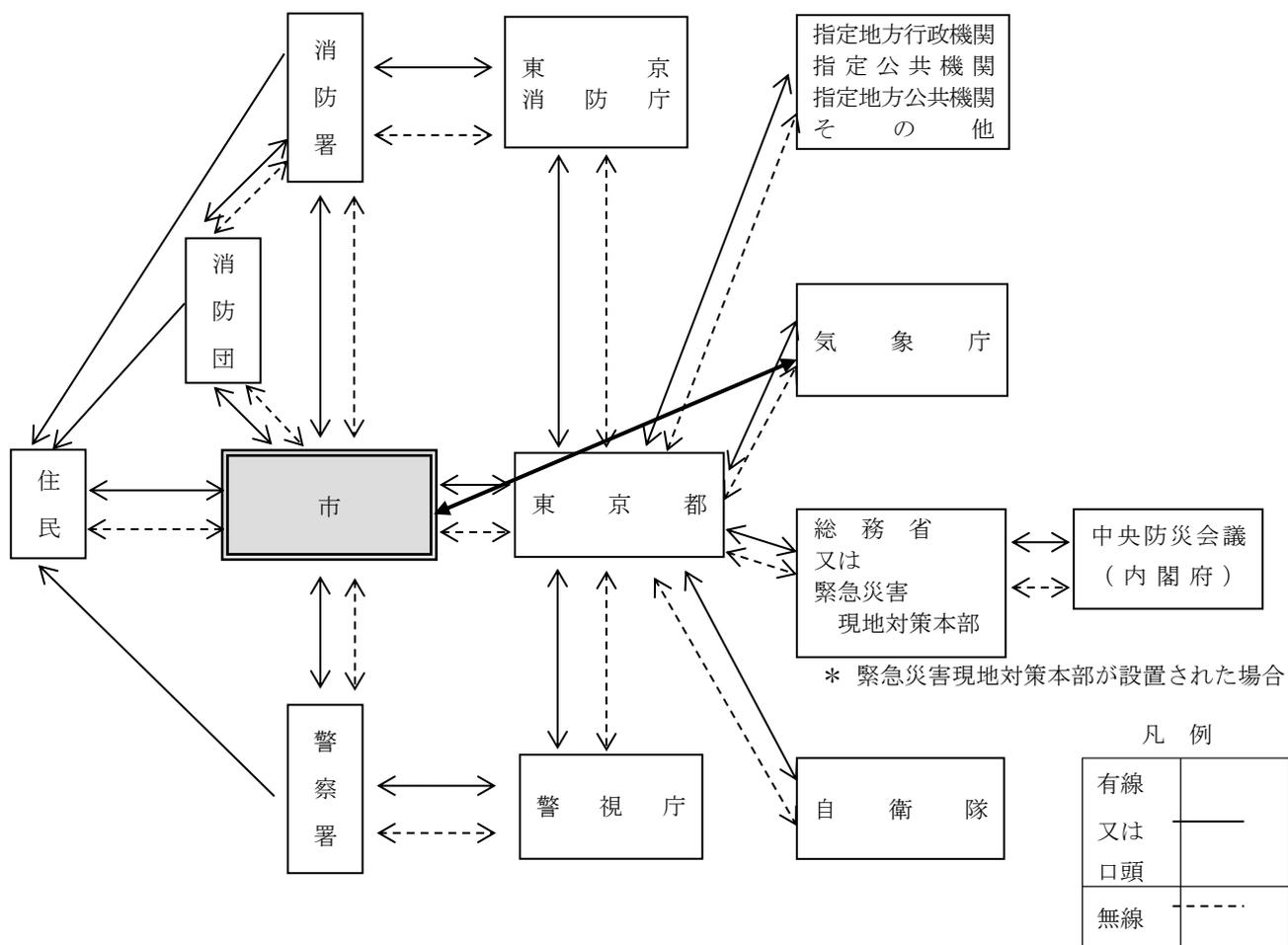
このため、気象庁では、気象情報などから一定程度以上集中豪雨の危険性があると予想される場合には、気象庁予報官と市町村の担当者間で、ホットライン（電話）により、直接情報共有を図り、市町村が早期に防災活動の必要性を判断する取組を実施しており、市は、これらを活用して早期の情報収集を図る。

集中豪雨等の大雨による浸水被害をできるだけ低減するためには、市民自身による早期からの水防活動が不可欠である。集中豪雨等の大雨発生の危険性を早期に市民に伝えるために、市は、市民へ気象注意報や警報の発令等を早期に伝達できる気象情報配信システム及び市気象情報 Web システムの導入を検討する。

3. 観測通報等

市は、気象状況から相当の被害が発生するおそれがあると認めた場合は、都総務局、建設局（都水防本部）及び北多摩南部建設事務所等と密接な連絡をとり、情報を交換するとともに、管内の雨量水位等の正確な情報を収集して、常に的確な情報の把握に努めるものとする。

【通信連絡系統】



第2節 水防及び土砂災害警戒に関する情報

1. 水防情報

水防法では、「洪水予報河川」、「水位周知河川」、「水防警報河川」を指定し、それぞれの情報を発表し、伝達することを定めている。三鷹市内においては、神田川、野川及び仙川が洪水予報河川（都管理）に指定されており、都と気象庁が洪水予報を共同発表することになっている。

【洪水予報を行う河川及びその範囲】（資料7）

河川名	洪水予報を行う区間	基準地点
神田川	左岸：三鷹市井の頭三丁目 322 番地先から 隅田川合流点まで 右岸：三鷹市井の頭三丁目 322 番地先から 隅田川合流点まで	番屋橋 和田見橋 南小滝橋 飯田橋
野川	左岸：小金井市貫井南町四丁目 25 番地先から 多摩川合流地点まで 右岸：小金井市貫井南町四丁目 24 番地先から 多摩川合流地点まで	大沢池上 鎌田橋野川
仙川	左岸：三鷹市新川六丁目 26 番地先から 野川合流地点まで 右岸：三鷹市新川六丁目 28 番地先から 野川合流地点まで	鎌田橋仙川

【洪水予報の種類と発表基準】

種類	発表基準
〇〇川氾濫危険情報	基準地点のいずれか1地点の水位が、おおむね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、又は氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。

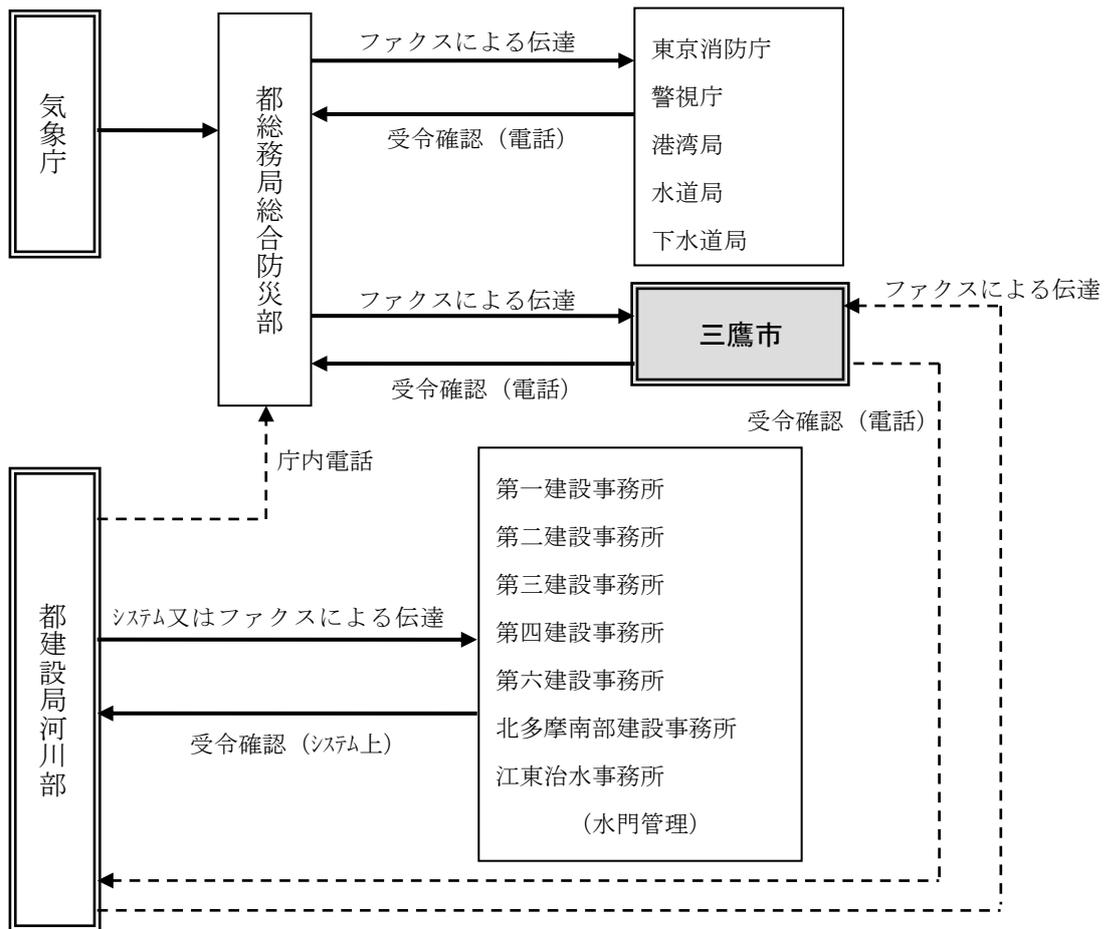
【洪水予報河川発表基準水位】

河川名	基準地点	所在地	氾濫危険水位		氾濫発生水位	
			A. P. (※1)	都指定水位 (※2)	A. P.	都指定水位
神田川	番屋橋	杉並区和泉	34.10m	—	34.93m	—
	和田見橋	中野区弥生町	29.72m	3.10m	30.59m	3.97m
	南小滝橋	新宿区北新宿	17.96m	—	20.10m	—
	飯田橋	文京区後楽	3.67m	4.33m	5.27m	5.93m
野川	大沢池上	三鷹市大沢	39.89m	2.14m	40.45m	2.70m
	鎌田橋野川	世田谷区鎌田	14.54m	4.76m	16.21m	6.43m
仙川	鎌田橋仙川	世田谷区鎌田	16.15m	1.65m	17.24m	2.74m

※1・・・荒川工事基準面

※2・・・都建設局ホームページにて公開されている指定水位

【神田川・野川・仙川洪水予報伝達系統図】



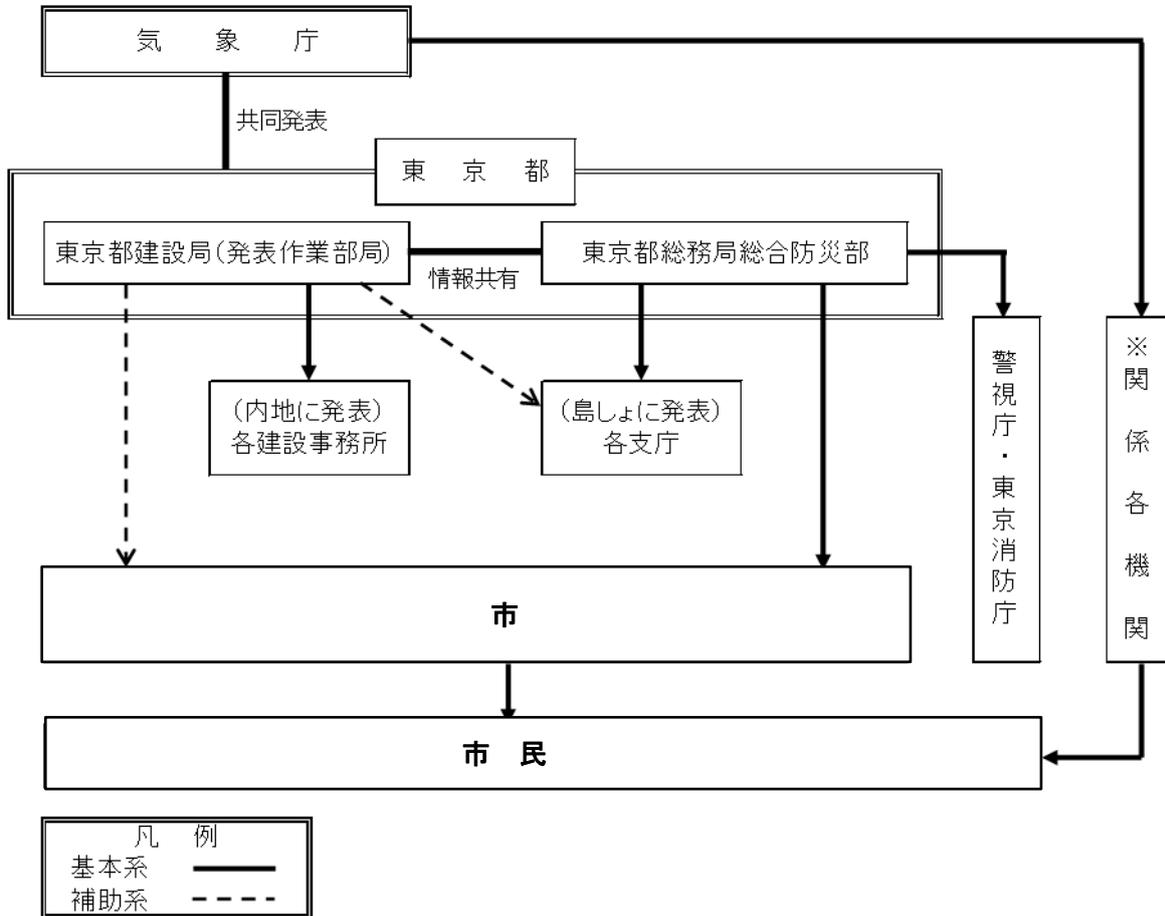
—— 基本形：情報伝達の第1系統

- - - 補助系：確実な伝達を図るための第2系統

2. 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報の伝達は、定められた伝達系統のとおり行う。

【土砂災害警戒情報伝達系統図】



3. 防災情報提供システムの活用

防災情報提供システムとは、気象庁が専用線及び汎用のインターネット（電子メール、Web）を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を都、市町村等の防災機関へ提供するシステムである。

市は、防災情報提供システムにより気象庁から提供された各種防災気象情報の活用を図る。

第3章 水防対策

■主な活動時期■



■活動の達成目標■

水防対策として、水防機関の水防活動、河川堤防の決壊時等の処置、水防活動の費用負担及び公用負担について、その対処を確立する。

なお、水防法（昭和24年法律第193号）、災害対策基本法、都地域防災計画風水害編及び都水防計画に基づき、洪水その他による大規模な水害の発生又は発生するおそれがある場合に、これらを警戒、防御することにより被害の軽減を図ることを目的として、市内の各河川、道路に対する監視警戒その他水防上必要な事項について定めるものとする。

■業務分担・応急活動の流れ■

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
市	○気象情報、水位情報等の収集・伝達 ○警報等の受信、伝達	○水防活動開始	○事前避難（避難準備）	○避難指示	○災害派遣要請 ○広域応援要請
警察署	○気象情報、水位情報等の収集・伝達 ○危険箇所の実態把握	○水防活動の協力	○警戒区域の設定 ○事前避難活動	○交通規制の実施 ○交通障害の排除	

消防署	○気象情報、水位情報等の収集・伝達 ○河川等の巡視 ○水防活動開始
東京消防庁	○気象情報等、水位情報等の収集・伝達 【必要に応じて水防態勢発令】 → 【水防態勢発令】 【必要に応じて第一～第四非常配備態勢発令】 → ○第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成 ○事前計画（水防基本計画等）に基づく活動 ○必要に応じて現場救護所を設置 ○知事に対し緊急消防援助隊の派遣要請
消防団	○市内の巡視 ○情報の収集・伝達 ○水防活動開始

第1節 水防機関の活動

市、北多摩南部建設事務所、警察署、消防署、消防団

1. 市の態勢及び活動

市長（水防管理者）は、気象状況等により水害が発生するおそれがあるときは、直ちに状況に応じた配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

- (1) 気象状況及び水位に応じて消防機関と緊密な連絡のもとに河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- (2) 水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- (3) 水防作業に必要な資機（器）材の調達を行う。
- (4) 市長（水防管理者）は、次の場合には消防機関に対し出動を要請する。この場合は、直ちに都建設局（都水防本部）に報告するものとする。
 - ア 水位が氾濫危険水位に達し、危険のおそれがあるとき。
 - イ その他水防上必要と認められたとき。
- (5) 市長（水防管理者）は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。
- (6) 市長（水防管理者）は、堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。
決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。
- (7) 市長（水防管理者）は、洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示することができる。

この場合、遅滞なく警察署長に、その旨を通知しなければならない。

- (8) 市長（水防管理者）は、水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全維持のため警察署長に対し、警察官の出動を求める。
- (9) 市長（水防管理者）は、水防のための緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求める。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。
- (10) 市長（水防管理者）は、水防のための緊急の必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。
- (11) 市民に対して土のうの提供など、必要な水防活動の資材を提供する。

2. 水災現場活動態勢

(1)活動の方針

台風、豪雨等により水災が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、この計画に基づき、市、警察署、消防署及び消防団は、防災機関と連携のもとに全力をあげて、被害の発生、拡大を防止するものとする。

(2)警察署の態勢（資料8）

警察署長は、市長（水防管理者）から、水防上の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等基礎的警備活動に支障のない限り部隊を応援出動させるものとする。なお、要請がない場合においても事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動するものとする。

(3)消防署の態勢（資料9）

消防署長は、内水氾濫、溢水等により水災が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、消防署の全機能をあげて市及び市内関係機関との連携のもとに災害発生及び災害拡大を防止する。

(4)三鷹市消防団

消防団長は、団員の指揮を統括する。

①消防団の水防区域

消防団が行う水防区域は、市全域とする。

②通報

ア 団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、又は水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じ団本部に通報しなければならない。

イ 団本部は、団員からの通報を受けた場合は、直ちに市長（水防管理者）及び消防署長に通報するものとする。

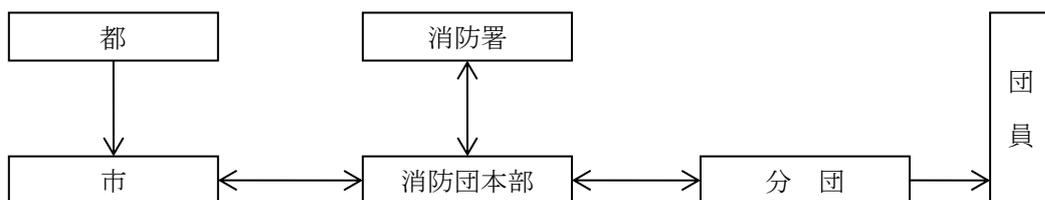
③出動の指示

ア 団長は、水災の発生するおそれがあるとき、若しくは発生したとき、又は分団から通報を受けたときは、市長（水防管理者）及び消防署長と協議し、必要な団員に出動を指示するものとする。

イ 分団長は、気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれがあるとき、又は被害が発生したときは、その被害の規模に応じた団員を出動させることができる。この場合、分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に遅延なく報告しなければならない。

④指示等の伝達

団本部の指示又は分団の通報等の伝達は、次の要領により行うものとする。



⑤有線途絶の場合の連絡

電話回線等が災害のため被害を受け、その機能を失った場合は、分団に対し無線又は連絡車を派遣し、連絡等を確保するものとする。

⑥広報活動の協力

消防団は、必要に応じ、各種広報活動に協力するものとする。

⑦消防団出動基準

水災現場活動の出動は、次の基準により実施するものとする。

- ア 待機 東京消防庁が水防第一非常配備態勢を敷いた場合、又は団長が指示した場合、団員は自宅に待機し、必要に応じ直ちに出勤できる態勢
- イ 準備 東京消防庁が水防第二非常配備態勢を敷いた場合、又は団長が指示した場合、団員は水防に関する情報連絡及び水防資機（器）材の整備点検等各消防団詰所で出勤の準備態勢
- ウ 出勤 消防団が災害現場に出勤する態勢
- エ 解除 水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防態勢の終了通知

⑧出勤の要領

出勤は、団本部の指示があった場合のほか、気象状況等により分団区域内に災害の発生のおそれがあると認められたとき、又は災害が発生した場合は、分団長は、その災害の規模に応じ、団員を出勤させるものとする。

⑨監視及び警戒

気象状況等により、水防上危険であると認められる事態が発生したときは、分団長は、所属する団員に指示して監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講じるものとする。

⑩水防作業報告

分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、随時、団本部に報告するものとする。

(5)北多摩南部建設事務所の態勢（資料10）

その管内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように情報を交換し、技術的な援助を与えるなどその調整を図るものとする。

①水防態勢

北多摩南部建設事務所における業務分担は、北多摩南部建設事務所水防業務分担表のとおりである。

②気象情報等の伝達系統

気象状況等の伝達系統は、前記第2章第1節1の気象情報伝達系統図のとおりとする。

③水防資機(器)材

水防資機(器)材を要請する場合は、北多摩南部建設事務所に電話(後日文書にて処理)にて要請し、資材は、水防倉庫から払い出すものとする。

第2節 決壊時の処置

市、警察署、消防署

1. 関係機関への通報

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、市長(水防管理者)、警察署長及び消防署長は、直ちに都災害対策本部及び関係機関に通報するとともに、関係水防管理者と相互情報を交換するなど連絡を密にする。

2. 被害拡大の防止

決壊後といえども、市長(水防管理者)及び消防署長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

3. 避難立退き

(1) 避難の指示

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、市長(水防管理者)は、必要と認める区域の居住者に対し、防災無線、広報車等の方法により立退き又はその準備を指示することとする。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知しなければならない。

(2) 立退き

立退き又はその準備を指示された区域の居住者の救出避難については、警察は、市長(水防管理者)と協力して誘導する。また、市長(水防管理者)は、警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておくこととする。

第3節 費用及び公用負担

1. 費用負担

市は、市内の水防に要する費用を負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、市が当該応援を求めた場合、市と応援を求められた水防管理団体が協議して定める(水防法第41条、第23条第3項及び第4項)。

また、区域外の市区町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益市区町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは知事にあつて申請することができる。(水防法第42条第1項～第3項)

2. 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため緊急の必要のあるときは、市長(水防管理者)又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(水防法第28条)

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用
- ウ 土石、竹木その他の資材の取用
- エ 車両その他の運搬用機器又は排水用機器の使用
- オ 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、市長（水防管理者）又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、証明書（様式 2）を携行し、必要ある場合は、これを提示すること。

(3) 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票（様式 3）を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付するものとする。

ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは、事後において直ちに処理するものとする。

(4) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対して、市（水防管理団体）は、時価によりその損失を補償するものとする。（水防法第 28 条）

第4節 水防実施状況報告

1. 被害の報告等

市長（水防管理者）は、洪水等により被害が生じた場合は、直ちに都総務局（都災害対策本部）にその概況を報告するものとする。

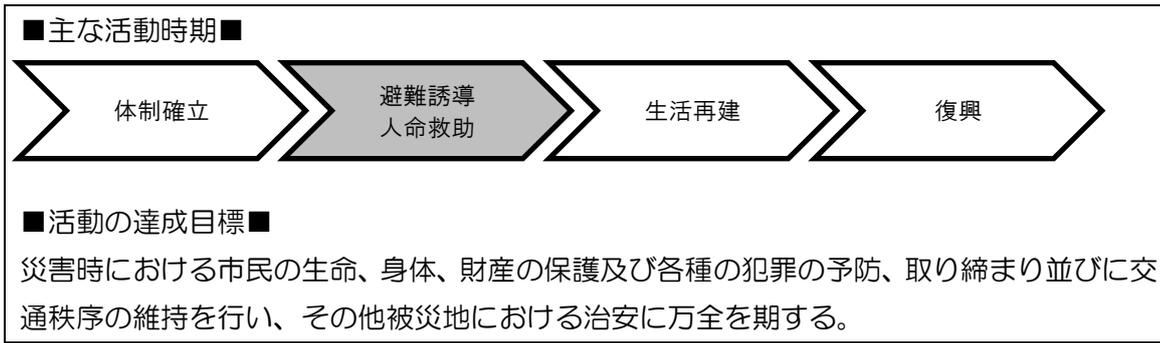
なお、水防資材等の救援を要する場合は、その旨併せて連絡するものとする。

2. 水防活動の終了

市長（水防管理者）は、水防終了後速やかに水防報告を、都建設局（都水防本部）に水防実施状況報告書（様式 4）により各箇所にとりまとめ報告するものとする。

また、公共土木施設に関する被害が生じたときは、市長（水防管理者）は、被害発生後速やかに都建設局（都水防本部）に公共土木施設被害状況報告書（様式 5）により報告する。

第4章 警備・交通規制



第1節 警備活動

1. 警備態勢

関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

2. 警備活動

災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおり。

- (1) 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- (2) 災害地における災害関係の情報収集
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出、救護
- (5) 避難者の誘導
- (6) 危険物の保安
- (7) 交通秩序の確保
- (8) 犯罪の予防及び取締り
- (9) 行方不明者の調査
- (10) 遺体の調査等及び検視

3. その他

(1)警戒区域の設定

災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。

(2)市に対する協力

市長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人名救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。

市の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

被災者に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

第2節 交通規制

1. 交通情報の収集と交通統制

警察署は、交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を市長（市本部長）に通報する。

隣接市、区に通ずる都道等については、隣接警察署と連携を密にし、一般車両のう回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。

2. 交通規制

広域的災害発生の場合には、都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。また、必要に応じて震災編を準用する。

限定された被害の場合、警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

3. 車両検問

警察署は、主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

4. その他

交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第5章 避難態勢

■主な活動時期■



■活動の達成目標■

市民の生命を守るため、水害に対する避難態勢を確立するとともに、水害から安全な避難所の設置を行う。

■業務分担・応急活動の流れ■

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
市			<ul style="list-style-type: none"> ○避難準備情報の発令 ○避難所の開設 → ○避難指示・指示の発令 ○避難誘導の実施 ○警戒区域の設定 ○立入りの制限の実施 ○要配慮者への支援 		
警察署				○避難所への誘導	
消防署			○避難路等の安全確保 →		

第1節 避難態勢

1. 事前避難

総務部、健康福祉部、警察署

1-1. 市の事前避難活動

市は、災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導するとともに、近年の台風の大型化等の影響を考慮し、必要に応じて自主避難所を開設する。

特に、要配慮者は避難に時間がかかることが予想されることから、事前避難の準備を周知させ、避難支援の態勢を確立する。

また、感染症対策の観点から自宅療養中の市民に対しては、多摩府中保健所が、ハザードマップ内の危険なエリアに居住する「自宅療養者」を確認し、風水害の発生前に、宿泊療養施設や医療機関等への避難を調整支援する。また、避難場所が確保できない場合は、市が設ける避難所内の専用スペースに避難を行う。

1-2. 警察署の事前避難活動

災害が発生するおそれがある場合には、市に協力し早期に避難の指示、指導を行い、要配慮者(高齢者・障がい者・難病患者・妊産婦・乳幼児等)に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。

2. 避難情報

市、警察署

2-1. 避難指示等の判断基準等

内閣府が策定している「避難情報に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、三鷹市における避難指示等の判断基準等については次のとおりとする。

(1) ガイドラインにおける「避難行動」についての考え方

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、命を守るためにとる、次の全ての行動を避難行動という。

ア 指定緊急避難場所への立退き避難

イ 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難

ウ 「屋内安全確保」(その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動)

情報	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、今後の防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、いまだ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

(2)避難指示等の発令基準等を定める自然災害

自然災害のうち水害、土砂災害に伴う避難を対象とし、竜巻、雷、ゲリラ豪雨は、積乱雲の急な発達により発生するため、適時的確な避難指示等の発令が困難である。

従って、避難指示等の対象としてあらかじめその基準等を定めておく自然災害は、東京都が指定する洪水予報河川（神田川、野川・仙川）の氾濫による水害及び土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所による土砂災害とする。

(3)市長の責務及び市民の役割

市長の責務は、市民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を共有するため、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別（三鷹市においては水害及び土砂災害）に対応した区域を示して避難指示等を発令することである。市民は、災害種別ごとに自宅等の立ち退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないのか等についてあらかじめ確認・認識するよう努める。また、気象庁から気象注意報や警報が発令された段階で、強風や大雨で避難が必要となるレベルに発達する可能性があるかどうか注意を払う必要がある。

(4)避難指示等の発令基準

①洪水予報河川(都管理)=野川

ア 発令の種別及び基準

警戒レベル	発令種別	発令基準
3	高齢者等避難	野川の市内の基準地点である大沢池上（大沢 6-13）の水位が氾濫危険水位を超え、かつ気象情報や降水短時間予報等で、急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合
4	避難指示	① 東京都から「野川氾濫危険情報」が発表された場合 ② 野川の市内の基準地点である大沢池上の水位が氾濫危険水位（2.14m）を超えた状態で、氾濫発生水位（2.70m）に到達するおそれが高い場合
5	緊急安全確保	市内において野川の氾濫が発生した場合

イ 避難指示等対象地域

野川の洪水浸水想定区域全域を避難指示等の発令対象地域とする。

ウ 指定緊急避難場所

野川の洪水浸水想定区域外の小中学校及びコミュニティ・センターを災害対策基本法第49条の4の規定に基づく指定緊急避難場所とする。

②洪水予報河川(都管理)=仙川

ア 発令の種別及び基準

警戒レベル	発令種別	発令基準
3	高齢者等避難	仙川の市内の水位観測所である長久保（新川 6-6）の水位が氾濫危険水位を超え、かつ気象情報や降水短時間予報等で、急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合
4	避難指示	① 東京都から「仙川氾濫危険情報」が発表された場合 ② 仙川の市内の水位観測所である長久保の水位が危険水位（2.73m）を超えた状態で、氾濫発生水位（3.90m）に到達するおそれが高い場合
5	緊急安全確保	市内において仙川の氾濫が発生した場合

イ 避難指示等発令対象地域

仙川の洪水浸水想定区域全域を避難指示等の発令対象地域とする。

ウ 指定緊急避難場所

仙川の洪水浸水想定区域外の小中学校及びコミュニティ・センターを災害対策基本法第49条の4の規定に基づく指定緊急避難場所とする。

※神田川については、市内に基準地点及び水位観測所がないため、市内の他の河川水位や降水短時間予報等を踏まえ、避難指示等の発令及び避難対象地域について水防管理者が判断する。また、神田川流域の避難指示等の発令に伴う避難場所は、状況に応じて決定する。

③土砂災害(土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所周辺)

ア 発令の種別及び基準

警戒レベル	発令種別	発令基準
3	高齢者等避難	大雨警報（土砂災害）が発令され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超え、加えて降水短時間予報で今後も相当な降雨が見込まれる場合
4	避難指示	①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②大雨警報（土砂災害）が発令され、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
5	緊急安全確保	土砂災害が発生した場合

※ 三鷹市における大雨に関する注意報及び警報等の発令基準（気象庁基準）

- ・大雨注意報 : 表面雨量指数基準が 13 以上となった場合（浸水害）
土壌雨量指数基準が 137 以上となった場合（土砂災害）
- ・大雨警報 : 表面雨量指数基準が 21 以上となった場合（浸水害）
土壌雨量指数基準が 176 以上となった場合（土砂災害）
- ・降水短時間予報 : 気象庁から 30 分間隔で発表され、6 時間先までの 1 時間ごとの降水量を予測しているもの。
- ・記録的短時間大雨情報 : 1 時間雨量が 100 ミリ以上見込まれる場合
- ・土砂災害警戒情報 : 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害の危険度が非常に高まったときに、市町村が避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考になるよう、対象となる市町村を特定して都と気象庁が共同で発表する防災情報。

イ 避難指示等発令対象地域

土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所ごとに次に定める地域とする。

土砂災害警戒区域	避難対象地域	指定緊急避難場所 (避難所)
大沢二丁目	12 番の一部	大沢コミュニティ・センター (※)
	15 番の一部	
	17 番の一部	
	18 番の一部	
	20 番の一部	
大沢三丁目	10 番の一部	大沢コミュニティ・センター (※)
大沢四丁目	8 番の一部	
牟礼一丁目	15 番の一部、16 番の一部	
牟礼二丁目	1 番の一部、4 番の一部、 5 番の一部	牟礼コミュニティ・センター
牟礼三丁目	1 番の一部、2 番の一部	

牟礼四丁目	1番の一部、3番の一部	
井の頭一丁目	8番の一部、20番の一部、 22番の一部	井の頭コミュニティ・センター
井の頭五丁目	2番の一部	

急傾斜地崩壊危険箇所	避難対象地域	指定緊急避難場所 (避難所)
大沢一丁目	9番の一部、16番の一部、 17番の一部、18番の一部	大沢コミュニティ・センター (※)
大沢二丁目	12番の一部、17番の一部	
	13番の一部、15番の一部	
	20番の一部	
大沢四丁目	3番の一部、6番の一部	
	8番の一部	
中原一丁目	6番の一部、7番の一部	中原一丁目地区公会堂
井の頭三丁目	32番の一部	井の頭コミュニティ・センター

※洪水の発生危険がある場合には、その他の指定緊急避難場所（避難所）を使用する。

2-2. 避難指示等

(1)市

区域内において危険が切迫した場合には、市長は警察署長及び消防署長に連絡のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難指示等を発令するとともに、速やかに都災害対策本部に報告する。その際、避難指示等の伝達分の内容を工夫し、対象者を明確にすることや、警戒レベルを明確にして対象者毎に警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、積極的な避難行動の喚起に努める。

人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

内閣府が策定した「避難指示等に関するガイドライン」に基づき要配慮者等に対する避難情報を発令する。

平常時から地域又は町会（自治会）単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

(2)警察署

急を要する場合において、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は要求があった場合、避難のための立ち退きを指示することができる。この場合、警察官は、ただちに市長に通報する。

3. 避難誘導

市、警察署、消防署

3-1. 市による避難誘導

避難指示等を発令した場合、警察署及び消防署の協力を得て、町会（自治会）、事業所、学校単位に自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する。

高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者については、障がいの特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

避難指示等の発令を行ういとまがない場合を想定し、あらかじめ住民に対し、自主的な避難の実施を啓発しておく。

3-2. 警察署

避難指示等を発令された場合には、市区町村等に協力し、あらかじめ指定された避難場所等に、住民を誘導し収容する。

誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。

誘導する場合は、危険箇所には標示、縄張り等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。

浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。

避難指示等に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。

3-3. 消防署

避難指示等が発令された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を、関係機関に通報する。

上記の避難路等については、安全確保に努める。

4. 避難所の開設・運営

市

洪水やがけ崩れ等の発生又はは発生危険に対して発令する避難指示等において立退き避難を要する場合に指定緊急避難場所として開放する施設を中心に避難所として開設する。

詳細は、「震災編第2部第8章第3節第2 3 避難所の開設・管理運営」の内容を準用する。

5. 広域避難

市、警察署、消防署、都本部、都福祉保健局

市長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、市内で住民を避難させることが困難なときは、都に対して、他の市区町村の区域への避難の要請を（広域避難要請）を行う。

なお、市長が直接、広域避難について、相互応援協定等の締結先市区町村や他の市地区町村に要請等をした場合、その旨を都本部へ報告する。

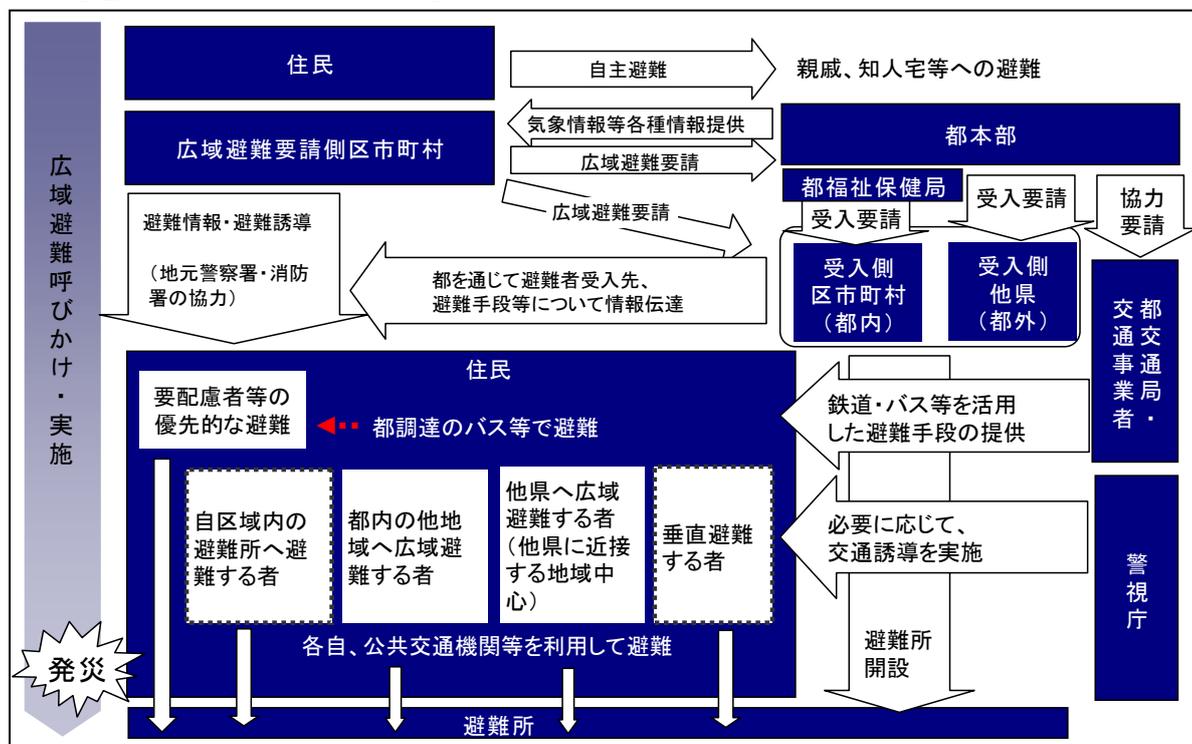
避難者の受入先及び避難手段が確定した後、市長は必要に応じて、警察署に避難誘導等の協力要請を行った後、住民への避難に関する情報の発信を行う。

市長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、高齢者等避難、避難指示等の発令を行う。避難の実施方法としては、以下のとおり。

- ・要配慮者や低地等に居住する住民については優先的に避難させる。
- ・水害時に使用可能な自区域内の避難所へ避難させる。
- ・水害時に使用可能な都内の他市区町村の避難所へ避難させる。
- ・他県に近接する地域等では、受入れの調整が完了した他県の避難所へ避難させる。
- ・必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、災害対策基本法第60条第3項に基づく「屋内での待避等の安全確保措置」の指示を行う。

交通機関が運行可能な状況では、住民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な住民の避難については、そのほか適切な手段を検討する。

【避難誘導・イメージフロー】



避難所の開設・運営にあたっては、三鷹市が受入側となる場合は、都福祉保健局からの要請に基づき避難所を開設する。その際、避難所の運営は原則として三鷹市が行い、要請側市区町村は積極的にその運営に協力する。

第6章 医療救護対策

■主な活動時期■

体制確立 避難誘導 人命救助 生活再建 復興

■活動の達成目標■

洪水や土砂災害等が発生し負傷者等が発生した場合等の医療救護体制を、都と連携して構築するとともに、保健衛生・防疫活動を実施する。

※「震災編第2部第6章第3節第2応急対策」の内容を準用する

第7章 物流・備蓄・輸送対策

■主な活動時期■

体制確立 避難誘導 人命救助 生活再建 復興

■活動の達成目標■

避難者等に対する必要な支援物資等の輸送体制を構築するとともに、必要な物資の調達態勢を構築する。

※「震災編第2部第10章第3節第2応急対策」の内容を準用する

第8章 市民の生活早期再建

■主な活動時期■

体制確立 避難誘導 人命救助 生活再建 復興

■活動の達成目標■

罹災証明書の交付や各種生活再建支援策の実施、廃棄物等の適切な処理等、住民の生活再建を支える様々な業務の実施体制を構築し、着実な実施を行う。

※「震災編第2部第12章第3節第2応急対策」の内容を準用する

■ 第 4 部 ■

雪害対策

三鷹市では、平成26年2月の二度にわたる大雪及び同年6月の降雹により、市内の農作物や住宅の一部に被害を受けた。また、道路への積雪や雹の集積により道路交通に影響が出た。

これらの教訓を踏まえ、降雹を含む雪害の対策については、原則として風水害の一環として第1部から第4部までの台風や大雨の対策に準じて対策を講じることとするが、雪害への固有の対策について、「雪害対策」として取りまとめ、対策を進めていく。

1 積雪時の活動態勢

風水害時の活動態勢「第3部第1章水防活動態勢」に準じた態勢をとる

- (1) 情報監視態勢
大雪注意報が発令された場合
 - (2) 情報連絡態勢
大雪警報が発令された場合
 - (3) 雪害活動態勢
市内で積雪による被害が発生又は発生するおそれが高い場合
 - (4) 水防本部
上記の態勢では応急対策が困難であると水防管理者が判断した場合
 - (5) 災害対策本部
水防本部態勢では応急対策への対応が不可能な場合、又は対応が長時間・長期化すると水防管理者が判断した場合
- ※ 三鷹市における大雪に関する注意報及び警報の発令基準（気象庁基準）
- ・大雪注意報：24時間の降雪の深さが5センチ以上と見込まれる場合
 - ・大雪警報：24時間の降雪の深さが20センチ以上と見込まれる場合

2 積雪時の活動内容

- (1) 積雪が見込まれる場合の予防対策
 - ア 情報収集及び対策等の検討
大雪により雪害が発生するおそれがある場合、気象庁からの情報収集により、市内で予測される積雪量をもとに、事前の対策及び積雪時の態勢の検討を行う。
 - イ 積雪及び凍結の防止
積雪が見込まれる場合は、道路等に凍結防止剤を散布し、道路への積雪や凍結を防止する。
 - ウ 住民への積雪対策の広報活動
自宅前の除雪、不用な外出の抑制、外出時の転倒防止、車両のスリップ事故の防止などについて、市ホームページ、三鷹市公式 Twitter、安全安心メール、ケーブルテレビ等で注意喚起の広報を行う。
 - エ 除雪作業を行う業者の確保
道路等の除雪作業を行う民間業者を確保しておく。
 - オ 市立小中学校の休校、市主催事業の中止等の検討
予想される積雪に応じた学校の休校等の措置、市主催の事業等の中止や延期等について検討する。
- (2) 積雪となった場合の応急対策
 - ア 歩道の除雪
駅前デッキ、風の散歩道等、歩行者の多い歩道について歩行者の安全を確保するため除雪を行うとともに凍結防止剤の散布を行う。
 - イ 車道の凍結防止
車道におけるスリップ事故等の防止のため、三鷹警察署と連携して、市道等への凍結防止剤の散布を行う。
 - ウ バス路線道路の除雪

バス路線となっている市道が、バスの安全な運行が困難となる積雪となった場合は、可能な限り除雪を行う（都道については東京都において除雪を行う。）。

エ 倒木等の除去

雪による倒木や枝が折れる等により道路交通等への影響が生じた場合は、倒木や枝の除去を行う。

オ 交通機関の運行状況の確認

JR線、京王線及び市内運行バス路線の運行状況を確認する。

カ 市立小中学校の休校等の措置

積雪状況及び今後の降雪状況等についての気象庁からの情報を確認のうえ、学校の休校や授業の開始・終了時間の変更等について決定し、保護者への連絡等を行う。

キ 事業等の実施に伴う安全対策

市主催の事業の実施については、積雪量及び今後の降雪予報をもとに判断することとし、実施する場合は、会場周辺の除雪や来場者の安全対策を十分に行ったうえで実施する。

ク 帰宅困難児童等への対応

積雪による交通機関の運行停止や大幅な遅れ等により、帰宅ができなくなった保護者の児童や園児については、学校、保育園等において、震災時と同様の帰宅困難者対策（「震災編第2部第7章第2節1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底」の【学校・保育園等における児童・園児等の対策】参照）を実施する。

ケ 三鷹駅における帰宅困難者への対応

積雪により列車が運行停止となり、かつ代替交通手段がなく、JR三鷹駅で停車した車両に残され帰宅困難となった乗客については、震災時と同様に原則としてJR三鷹駅において対応することとし、JR三鷹駅が対応しきれない場合には、市は震災時の帰宅困難者一時滞在施設の開放等、JR三鷹駅における帰宅困難者への対応に協力する。

コ 雪捨て場の確保

積雪時に雪捨て場を確保する必要が生じた場合は、雪捨て場の安全管理上、閉鎖管理されている施設内のスペースを活用する。

サ 除雪時の排水溝の確保

自宅前や道路を除雪し雪を道路の端に捨てる場合は、排水溝の上を避け、雪解けによる排水の妨げにならないようにする。

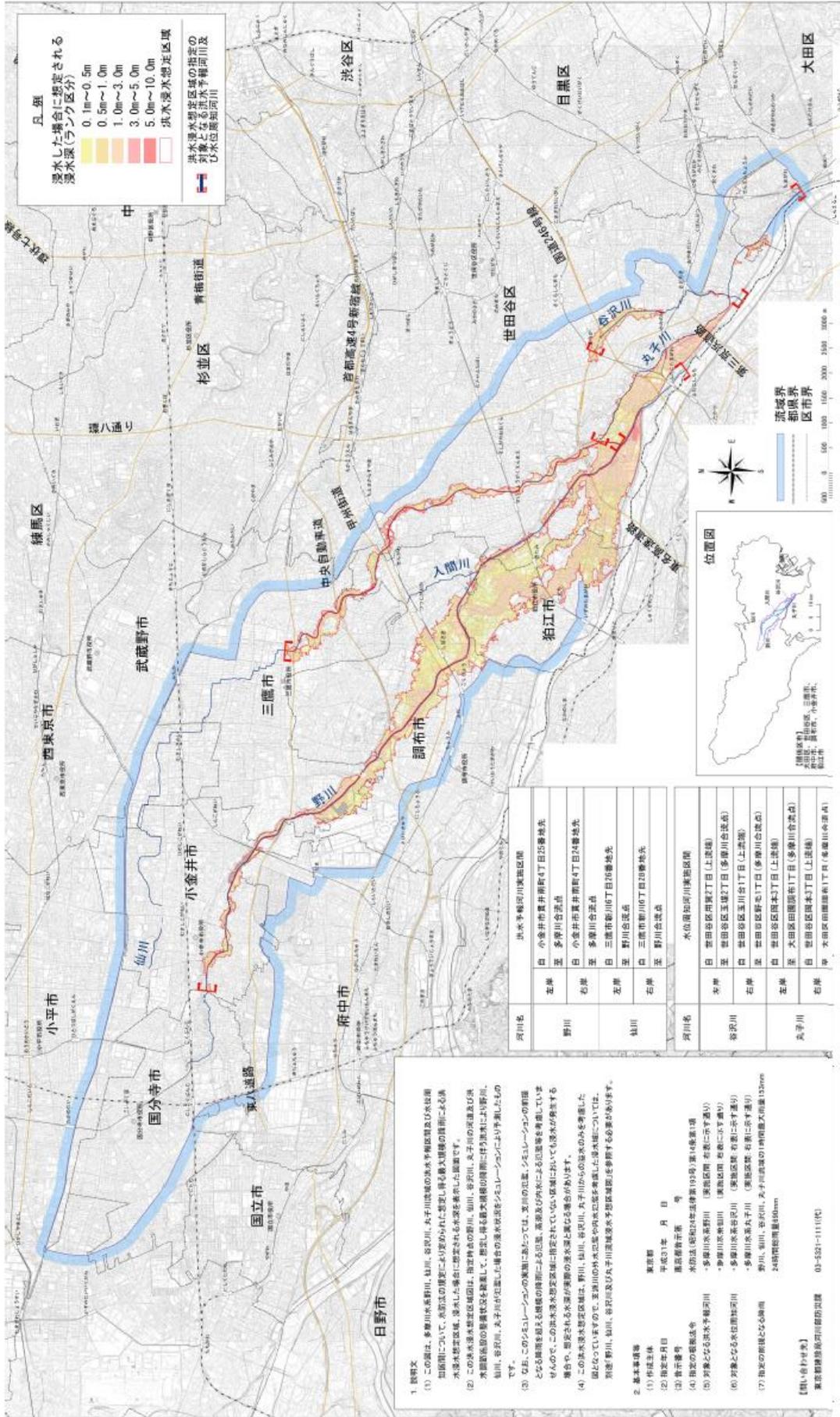
シ 停電が発生した場合の広報等

電線への着雪等により停電が発生した場合には、東京電力（株）武蔵野支社と情報を共有し、同社と連携して市民への広報を行うとともに、停電により信号の障害が発生した場合には、三鷹警察署と連携して交通安全対策を行う。また、通電火災を防止するため、三鷹消防署及び消防団と連携して広報活動を行う。

風水害編
卷末資料

資料1 多摩川水系野川、仙川、谷沢川、丸子川洪水浸水想定区域図

多摩川水系野川、仙川、谷沢川、丸子川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



この図は、国土院第1008号(平成31年7月24日)国土院告示第1008号(平成31年7月24日)に基づき作成されたものである。

資料2 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

(令和3年3月現在)

区分	No.	施設名称	所在地	情報の 伝達方法
高齢者 施設	1	そんぽの家三鷹新川	新川5-6-30	各施設あてにFAX送信により伝達する。
	2	デイサービスセンター介援隊	新川6-9-11 松ビル3階	
	3	イリーゼ三鷹深大寺	大沢4-15-6	
	4	フェリエ・ドウ・三鷹	大沢4-13-23	
	5	方丈庵・大沢	大沢6-11-25	
	6	デイサービスきづな	大沢5-9-1	
	7	三鷹げんき	大沢4-10-5	
障がい 者施設	8	ケアスペース月の光	新川4-24-7-204	
	9	かのん	新川3-21-19 はなはなテラス2階	
	10	GreenApple 大沢	大沢4-10-15	
	11	放課後等デイサービス シュウエール	大沢4-10-15 本田ビル2階	
	12	つむぎの家	大沢2-19-9	
児童福 祉施設	13	新川保育園	新川5-7-2 都営三鷹新川5丁目アパート2号棟	
	14	こもれび家庭的グループ保育室 イデオ	新川1-15-1	
	15	ポピンズナーサリースクール三鷹	新川4-11-17	
	16	三鷹げんきグローバル保育園	大沢4-10-5	
教育 施設	17	羽沢小学校	大沢4-9-1	
その他 施設	18	第一小学校学童保育所A	新川3-21-2	
	19	羽沢小学校学童保育所	大沢4-9-1	
	20	おやこひろばえふえふ	新川4-18-2	

合計 20施設

資料3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

○印は区域が存在することを示す。 ×印は区域が存在しないことを示す。

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	調査年月	備考	
大沢三丁目	204001-K001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月		
	204001-K002		○	○			
	204001-K003		○	○			
大沢二丁目	204001-K004		○	○			
	204001-K005		○	○			
	204001-K006		○	○			
	204001-K007		○	○			
大沢四丁目	204001-K008		○	○			
	204001-K009		○	○			
	204001-K010		○	○			
204001-K011	○		○				
牟礼四丁目	204001-K013		○	○			一部、井の頭五丁目
井の頭五丁目	204001-K014		○	○			一部、牟礼四丁目
牟礼四丁目	204001-K015		○	○			一部、井の頭五丁目
牟礼三丁目	204001-K016		○	○			一部、井の頭二丁目
	204001-K017		○	○			一部、井の頭二丁目
井の頭一丁目	204001-K018		○	○			一部、牟礼二丁目
牟礼二丁目	204001-K019		○	○			一部、井の頭一丁目
井の頭一丁目	204001-K020		○	○			一部、牟礼二丁目
	204001-K021		○	○			一部、牟礼一丁目
牟礼一丁目	204001-K022		○	○			一部、井の頭一丁目

資料4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

	施設名称	所在地	情報の伝達手段
1	長谷川病院	大沢2-20-36	各施設あてにFAX送信により伝達する。
2	野川ホーム 3号館	大沢2-18-3	

合計 2施設

資料5 水防用備蓄資材等

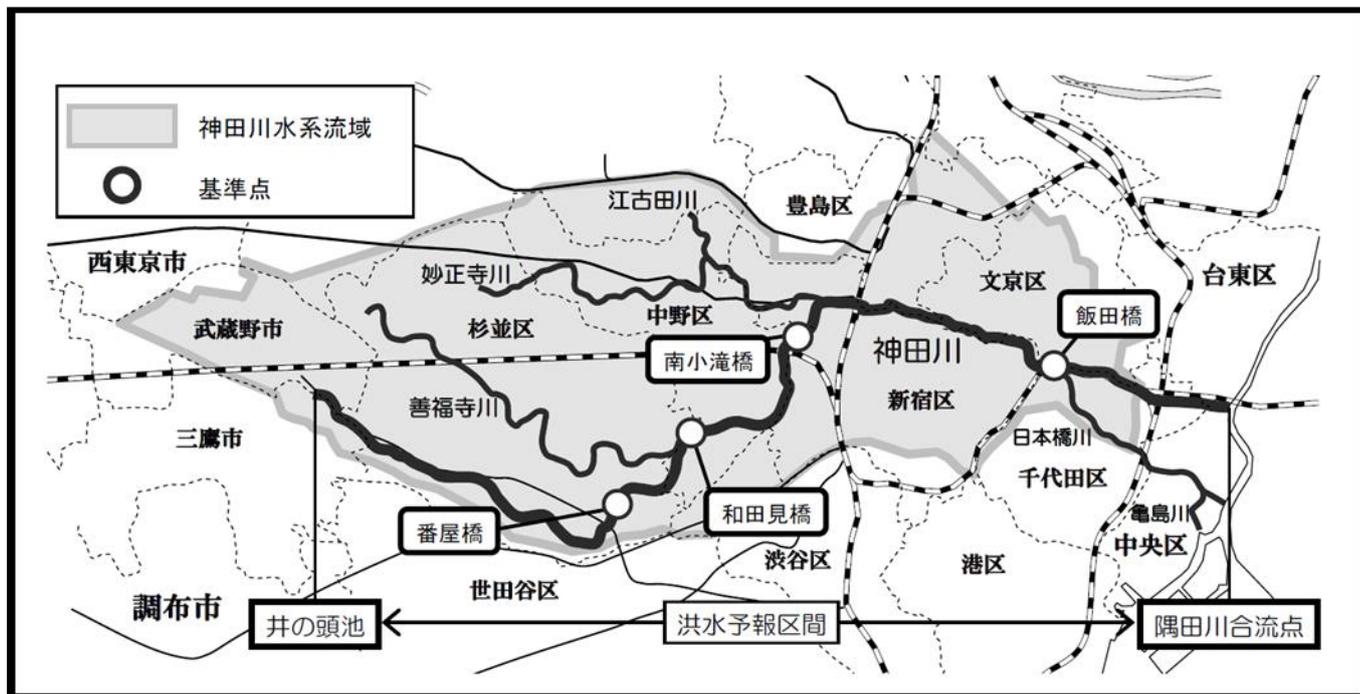
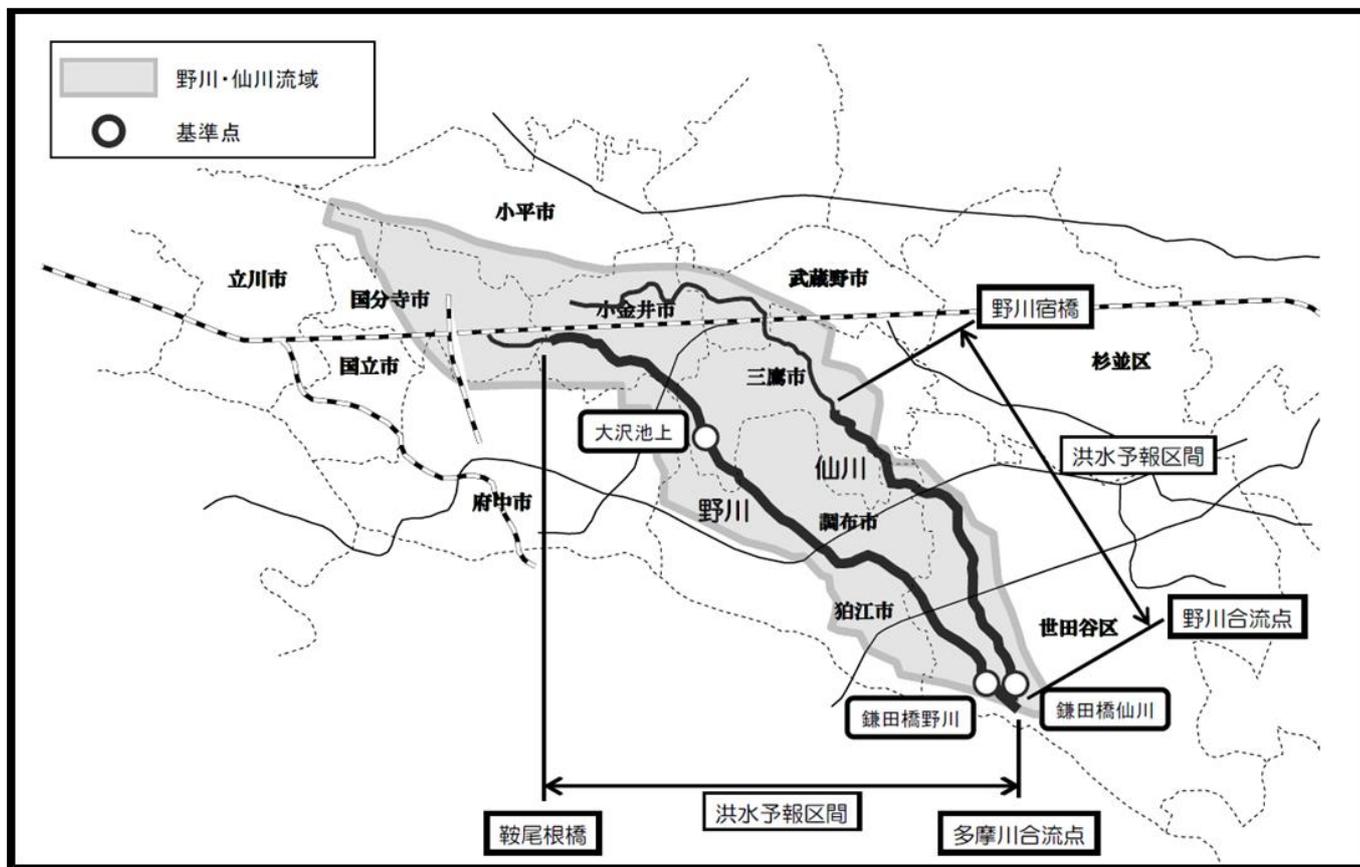
(令和3年3月末現在)

品目等		数慮	単位
1	土のう袋	3,100	袋
2	土のう留杭	80	本
3	シート	5,750	m ²
4	鉄線	110	Kg
5	縄	2,000	m
6	ショベル	98	丁
7	ツルハシ	43	丁
8	掛矢	4	丁
9	鋸	20	丁
10	番線カッター	4	丁
11	一輪車	88	台

資料6 風水害時の指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

施設名称	洪水		内水氾濫		土砂災害	
	指定緊急 避難場所	指定 避難所	指定緊急 避難場所	指定 避難所	指定緊急 避難場所	指定 避難所
第一小学校	●	●	●	●	●	●
第二小学校	●	●	●	●	●	●
第三小学校	●	●	●	●	●	●
第四小学校	●	●	●	●	●	●
第五小学校	●	●	●	●	●	●
第六小学校	●	●	●	●	●	●
第七小学校	●	●	●	●	●	●
大沢台小学校	●	●	●	●	●	●
高山小学校	●	●	●	●	●	●
南浦小学校	●	●	●	●	●	●
中原小学校	●	●	●	●	●	●
北野小学校	●	●	●	●	●	●
井口小学校	●	●	●	●	●	●
東台小学校	●	●	●	●	●	●
羽沢小学校	×	×	×	×	●	●
第一中学校	●	●	●	●	●	●
第二中学校	●	●	●	●	●	●
第三中学校	●	●	●	●	●	●
第四中学校	●	●	●	●	●	●
第五中学校	●	●	●	●	●	●
第六中学校	●	●	●	●	●	●
第七中学校	●	●	●	●	●	●
大沢コミュニティ・センター	×	×	×	×	●	●
牟礼コミュニティ・センター	●	●	●	●	●	●
井口コミュニティ・センター	●	●	●	●	●	●
井の頭コミュニティ・センター	●	●	●	●	●	●
新川中原コミュニティ・センター	●	●	●	●	●	●
連雀コミュニティ・センター	×	×	×	×	●	●
駅前コミュニティ・センター	●	●	●	●	●	●
三鷹中等教育学校	×	×	×	×	●	●
国際基督教大学	×	×	×	×	●	●
ルーテル学院大学	×	×	×	×	●	●
明星学園小中学校	●	●	●	●	●	●

資料7 洪水予報河川の実施区間と基準地点



(東京都水防計画より)

資料8 警察署の水災現場活動態勢

ア 警察署長は、市長（水防管理者）から、水防上の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等基礎的警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させるものとする。

なお、要請がない場合においても事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動するものとする。

イ 水防現場においては、市長（水防管理者）及び消防機関等と緊密な連絡調整をし、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断されるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入制限及び禁止又は立退き等必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるよう努める。

ウ 水防機関及び消防機関等で、水防現場に向かうものの通行については、なるべく優先通行等の便宜を与え、水防活動が迅速に行われるよう努める。

エ リ災者等に対する救助業務について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じ逐次警察本来の活動に移行する。

資料9 消防署の水災現場活動態勢

ア 市及び関係機関との連絡等

消防署長は、内水氾濫、溢水等により水災が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、消防署の全機能をあげて市及び市内関係機関との連携のもとに災害発生及び災害拡大を防止する。

- (ア) 消防署長は、水災の発生又は危険を知ったときは、直ちに市長（水防管理者）に通報する。
- (イ) 関係機関は、水災の発生又は危険を知ったときは、市長（水防管理者）及び消防署長への通報に協力する。
- (ウ) 前記(ア)及び(イ)の連絡は、有線及び無線通信施設及び連絡車等あらゆる手段を活用して行うものとする。

イ 事前措置

水災現場活動を効率的に実施するため、次の計画を遂行する。

- (ア) 事前教養
 - 水防活動計画書による事前教養を実施する。
- (イ) 要注意箇所の決定
 - 市長（水防管理者）と協議して要注意箇所を決定する。
- (ウ) 監視警戒計画
 - 監視警戒の必要箇所、警戒方法、警戒要員、連絡方法等について水災種別及び態勢種別の計画を樹立する。
- (エ) 水防作業計画
 - 水防作業の迅速適切化を図るため、要注意箇所ごとに実施する工法の種別、必要人員及び必要資機材の調達及び運搬方法について計画を作成する。
- (オ) 部隊運用計画
 - a 部隊の運用は、管内全域について、災害種別に対応し消防部隊を運用して実施する。
 - b 消防署長は、所轄の消防部隊を指揮運用し、管内の水災防護活動に当たる。
- (カ) その他必要事項
 - その他水災について必要が生じた場合は、計画を樹立し、指示命令をする。

ウ 水防非常配備態勢

水防非常配備態勢は、気象状況、災害状況に応じ、被害の発生が予想され、若しくは発生した場合に、警防本部長、方面隊長及び署隊長が水防第一非常配備態勢及び水防第二非常配備態勢を発令し、また、水防第三非常配備態勢以上は、警防本部長が発令して次により処置する。

- (ア) 水防第一非常配備態勢
 - a 水防部隊の編成及び署隊運用
 - b 水防資器材の準備点検整備
 - c 関係機関との連絡及び情報の収集
 - d 河川の巡視による情報収集並びに水災発生箇所の把握及び広報
 - e 庁舎施設の防護及び警防本部、方面隊本部等への報告連絡
 - f 救命ボートの運用準備
- (イ) 水防第二非常配備態勢
 - a 署隊本部機能の強化
 - b 水防部隊の編成及び署隊運用
 - c 所要の水防資器材、水、食糧、燃料等の準備
 - d 関係機関等への連絡員の派遣
 - e 水防活動、被害状況等の把握
 - f 警防本部、方面隊本部等への報告連絡
- (ウ) 水防第三非常配備態勢
 - a 署隊本部機能の強化
 - b 水防部隊の増強及び署隊運用
 - c 関係連絡員の増強

- d 監視警戒の強化
 - e 水防活動、被害状況等の把握
 - f 警防本部、方面隊本部等への報告連絡
- (工) 水防第四非常配備態勢
- a 前記(ア)から(ウ)までに掲げる事項を強化する。
 - b 長期水防活動を行うために必要な交替制の確立
 - c 全水防部隊の編成
 - d 応援態勢又は応援受入態勢の確立
- エ 非常招集
- 非常災害に対処するため、必要があると認めた場合は、勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。
- オ 活動要領
- (ア) 部隊運用要領
- 水防小隊は、災害の状況を判断して被害の最も甚だしい区域に出場し、水防活動に当たる。
- (イ) 活動の統轄
- 消防署長は、水防小隊が実施する水防活動を指揮統轄する。
- (ウ) 監視及び警戒の実施
- 消防署員は、降雨量その他気象状況により監視警戒計画に基づき、市長（水防管理者）と協議して決定した要注意箇所等について、監視警戒を実施する。
- (エ) 水防作業の実施
- 消防署長は、水防管理者の要請、警戒監視その他により水防作業の必要を認めるときは、水防小隊を出場させて、消防団等と連携して水防作業に従事する。
- (オ) 資器材の収用
- 水防に要する資器材の準備が間に合わないとき、又は不足をきたしたときは、必要な資器材を現地において収用する。
- カ 長期にわたる活動態勢
- 長期にわたる活動時においては、次の順位により実施する。
- (ア) 人命救助
 - (イ) 水災現場活動
 - (ウ) 水防工法その他消防署長が特に優先実施について命令又は指示するもの
- キ その他必要事項
- 消防署員の招集は、消防署水防招集計画による。

資料 10 北多摩南部建設事務所水防業務分担表

【北多摩南部建設事務所水防業務分担表】

班別	業務内容
所長・副所長	総 括 指 導
庶 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班の連絡調整に関する事。 2 水防資機材の購入及び受払、労力、船車等の調達、輸送に関する事。 3 各班に属しない事。
情報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関する事。 2 雨量、水位、流量等の観測と通報及び資料収集、整理に関する事。 3 気象、水象の情報連絡に関する事。
技 術 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防作業の技術援助及び指導に関する事。 2 水防実施状況の調査及び報告に関する事。 3 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関する事。 4 公共土木施設の被害状況調査及び資料の収集に関する事。 5 危険箇所の警戒巡視に関する事。 6 雨量、水位等の観測に関する事。 7 工区班応援に関する事。
工 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防資機材の受払の調整に関する事。 2 水防資機材の配分、輸送計画に関する事。
工 区 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 雨量、水位等の観測に関する事。 2 所管工事現場等の警戒巡視に関する事。 3 水防作業の技術援助及び指導に関する事。 4 公共土木施設の被災状況調査に関する事。 5 危険箇所の警戒巡視に関する事。

様式2 公用負担権限委任証明書

第 号

公用負担権限委任証明書

身 分 氏 名

上の者に〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。

年 月 日

水防管理者
氏 名 印
(又は消防機関の長)

様式3 公用負担命令票

第 号				
公用負担命令票				
住 所 負担者氏名				
物件	数量	負担内容 (使用、収納、処分等)	期間	摘要
水防法第28条の規定により上記物件を収用 (使用又は処分) する。				
年 月 日				
水防管理者 氏 名 (又は消防機関の長)				印

様式4 水防実施状況報告書

<速報版>

水防活動報告書

水防管理団体				令和 年 月 日 時 現在
担当部所連絡先	部 課 係	Tel	報告者	
		Fax		
水防活動実施箇所	左 岸 地先 川 右			
地名・住所	区 市 町 村			
活動日時	自 月 日 時	～ 至 月 日 時		
出動人員	職 員	消防団	その他	
	人	人	人	
水防活動の概況および工法	工 法			
	延 長	m		
使用資器材	品 名	単 位	数 量	水位の状況
				水防関係者の死傷状況
通 信 欄				

- 注1. この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。（内水に関する活動も含む）
 注2. 水防活動終了後3日以内に建設事務所にFAXで提出すること。追って、図面および活動状況を示す写真等を送付すること。
 注3. 俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

様式5 公共土木施設被害状況報告書

年 月 日

東京都知事 殿
(建設局長)

市 町 村 長 氏 名
(建設事務所長)

公共土木施設被害状況報告書

(平成 年 月 日～ 月 日 の による)

(都 工 事)
(市町村工事)

年 月 日

対象別	番号	出張所名	河川名 および 海岸名等	被害箇所			被害概況	予定復旧工法		復旧 予定額 (千円)	概要
				都市	町村	大字 目標		工種	延長(L) 高(H) 巾(B)		

- 対象別記号
- × 河川
 - 道路
 - 海岸
 - △ 橋梁
 - ◎ 砂防設備
 - ⊖ 下水道
 - ⊕ 地すべり防止施設
 - △ 急傾斜地崩壊防止施設

- 備考
- 被害発生を確認した場合は、ただちに電話等で報告すること。
 - 被害発生後7日以内に報告書を作成して提出すること。
 - 管理者が建設事務所長にあっては建設局長あてに、区市町村長にあっては都知事あてにそれぞれ提出すること。
 - 報告書には資料として被害箇所案内図、状況写真、気象資料等を添付すること。
 - 公共土木施設とは次の施設をいう。
 - ・河川
 - ・急傾斜地崩壊防止施設
 - ・海岸
 - ・道路(橋梁含む。)
 - ・砂防設備
 - ・下水道
 - ・地すべり防止施設
 - 電話報告を行う場合、道路被害にあっては建設局道路管理部保全課、その他の被害にあっては同局河川部防災課に連絡すること。
報告書は全被害にまとめ、建設局河川部防災課に提出すること。

